

平成16年度事業報告書

自 平成16年 4月 1日

至 平成17年 3月31日

国立大学法人大阪外国語大学

目 次

「国立大学法人大阪外国語大学の概要」

1. 目標	1
2. 業務	1
3. 事務所等の所在地	3
4. 資本金の状況	3
5. 役員の状況	3
6. 職員の状況	4
7. 学部等の構成	4
8. 学生の状況	4
9. 設立の根拠となる法律名	4
10. 主務大臣	4
11. 沿革	4
12. 経営協議会・教育研究評議会	5

「事業の実施状況」

I. 大学の教育研究等の質の向上

1. 教育に関する実施状況	6
2. 研究に関する実施状況	16
3. その他の目標に関する実施状況	18

II. 業務運営の改善及び効率化

1. 運営体制の改善に関する実施状況	21
2. 教育研究組織の見直しに関する実施状況	22
3. 人事の適正化に関する実施状況	23
4. 事務等の効率化・合理化に関する実施状況	25

III. 財務内容の改善

1. 外部研究資金その他の自己収入増加に関する実施状況	26
2. 経費の抑制に関する実施状況	27
3. 資産の運用管理の改善に関する実施状況	27

IV. 自己点検・評価及び情報提供

1. 評価の充実に関する実施状況	28
2. 情報公開等の推進に関する実施状況	28

V. その他の業務運営に関する重要事項

1. 施設設備の整備・活用等に関する実施状況	29
2. 安全管理に関する実施状況	29

VI. 予算（人件費見積を含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算	32
2. 人件費	32
3. 収支計画	33
4. 資金計画	34

VII. 短期借入金の限度額	3 4
VIII. 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画	3 4
IX. 剰余金の使途	3 4
X. その他	
1. 施設・設備に関する状況	3 5
2. 人事に関する状況	3 5
XI. 関連会社及び関連公益法人等	
1. 特定関連会社	3 7
2. 関連会社	3 7
3. 関連公益法人等	3 7

「国立大学法人大阪外国語大学の概要」

1. 目標

- 国立大学法人大阪外国語大学（以下「本学」という。）の基本的な目標は、言語と言語を基底とした世界の文化を教授研究することにある。グローバル化のすすむ今日、本学は、教育研究両面においてその個性に満ちた目標をますます鮮明にし、学生に高度で豊かな教育を提供することをめざし大胆な改革を行うとともに、大学運営の抜本的な効率化・合理化をはかり、社会の期待に応えんとするものである。
- 本学の基本的な目標を、より明確にすれば次の五つになる。
 - 1 複数の外国語についての高い運用能力をもち、深い国際的な教養を備え、自国文化にも通曉した、文化と文化の架け橋となる真の国際人を養成する。
 - 2 言語そのもの及び言語を基礎とした世界各地の文化の研究及び国際関係の研究について、日本を代表する研究拠点となる。
 - 3 留学生に対して、主として日本語及び日本文化の教育を行い、日本理解を促進する。
 - 4 外国語、外国文化についての高度な研究内容を、社会人教育などを通じて社会に還元する。
 - 5 大学が有する資源を有効に活用し、地域社会に貢献する。

2. 業務

（1）中期計画の全体的な進行状況について

本学では、法人化後初年度に当たる平成16年度を中期計画達成のための基礎を築く年として位置付けていることから、当該年度計画の多くが、教育、研究、業務運営その他大学の全体状況について調査し、課題を明らかにすること、そしてその課題に取り組むための効果的な方策を検討し、次年度以降の具体的な実施体制を整えることを主要内容とするものとなっている。一方、中期計画の全体的な進行状況から見た場合、初年度としてさまざまな試行錯誤が避けられなかったこと、さらに国立大学法人大阪大学との間で、再編・統合をも視野に入れた連携強化のための協議が進行していることなど本学の置かれた特殊な状況もあり、一部において調査・検討は行ったものの具体的な実施計画を策定するに至っていない項目、また本年度中に計画を実施に移すとの目標を掲げながら達成には至らなかった項目などが残ることとなった。しかし、全体としては、法人化のメリットを最大限に活かした特色ある取組としての計画を当初の目標通りに実施することなどにより、中期計画達成のための基礎を定める初年度として一定の成果を上げることができた。各項目ごとの全体的な進行状況は、以下の通りである。

I 教育研究の質の向上に関する状況

- 教育に関する計画については、学士課程における言語教育と専門・教養教育の改革の検討に加え、大学院課程においては社会のニーズを踏まえた高度専門職業人養成のためのカリキュラムの早期実現を目指し、通訳翻訳学専修コース、英語教員リカレントプログラムの検討に着手し、平成17年4月からの開設を実現するなど大きな成果をあげ、計画をほぼ順調に実施している。

留学生日本語教育センターでは、本学特有の業務である国費外国人留学生（学部留学生、研究留学生）の予備教育を中心に、日本語・日本文化研修留学生や教員研修留学生など多様な留学生教育に関する計画を順調に実施している。
- 附属図書館施設の見直しによる学習機能の向上や短期留学制度の充実、学生ニーズの把握、就職支援の強化など、教育の実施体制や学生支援のための計画についても、計画を順調に実施している。
- 研究に関する計画については、学内の研究資金配分に競争原理を導入するとともに、共同研究プロジェクトのコーディネートやレフェリー制による研究成果公表などの方策を実施し、研究体制の整備と活性化に努め、全体としては計画を順調に実施している。
- 社会との連携、国際交流等に関する計画については、医療通訳事業や学術交流協定校の拡充など、外国語大学である本学の特性を活かした活動を展開しており、計画を順調に実施している。

II 業務運営の改善及び効率化に関する状況

- 運営体制の改善に関する計画については、法人の運営組織として10室を設け、教員と事務系職員が一体となって大学運営に当たる体制を築いた。本学独自の制度として拡大役員会を設置することや秘書機能を強化することなど、限られた人的、財政的な環境の中で、より効率的に業務を運営する体制の整備に努め、ほぼ順調に計画を実施している。
- 教育研究組織の見直しに関する計画については、入試制度を含む組織見直しの前提となる昼間主、夜間主コースの統合問題に関して、その方向性が確認された。今後、大阪大学との再編・統合をも視野に入れた連携強化の協議の進展に応じて、入試のあり方を含め組織見直しの具体策について検討を進めることとした。その他の計画については、上述のコース及びプログラムを大学院博士前期課程に新設するなど、計画を順調に実施している。
- 人事の適正化に関する計画については、従来の外国人教師制度を改革し、新たに任期制の外国人招へい教員制度を導入した他、教員及び事務系職員の個人評価制度に関する調査、検討作業を進めるなど、計画をほぼ順調に実施している。
- 事務等の効率化・合理化に関する計画については、アウトソーシングを積極的に進めるなど計画を上回って実施した項目があるものの、現状の事務組織の検証や、効率化、合理化の面で総じて課題を残す結果となった。これらについては、次年度以降の継続課題として取り組むこととしている。

III 財務内容の改善に関する状況

- 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する計画については、科学研究費補助金の申請率増加の目標を達成したことで一応の成果を挙げてはいるものの、全体としてはなお水準に達しているとは言えず、その他の外部研究資金獲得のための継続的努力が求められている。
- 経費の抑制及び資産の運用管理の改善に関する計画については、物品の購入方法の改善などきめ細かな経費削減策に努めることで着実な成果を挙げることができた。一部に課題を残しているが、大学施設全体の効率的運用のための指針を策定した。

IV 自己点検・評価及び情報提供に関する状況

- 評価の充実に関する計画については、1年を四半期に分け、年度計画の進行状況を機動的に把握し、すべての計画について根拠資料に基づく厳正な自己点検・評価を法人として行うなど、計画を順調に実施している。
- 情報公開の推進に関する計画については、一部計画について検討作業を次年度以降に継続することとなったが、HPの全面的リニューアルなど、計画をほぼ順調に実施している。

V その他の業務運営に関する重要事項に関する状況

- 施設設備の整備・活用等に関する計画については、すべての計画を順調に実施している。
- 安全管理に関する計画についても、すべての計画を順調に実施している。

(2) 学長のリーダーシップの確立と柔軟な人的・財政的資源配分の実施の取組例

- 学長がリーダーシップをより機動的に発揮することができるよう、組織担当及び法律担当（危機管理担当）の学長特任補佐を教員より任命し配置した。
- 法人化のメリットを最大限に活かすために、任期制の外国人招へい教員制度を導入することで、人的、財政的資源を言語教育の充実のために投資することを可能にした。その顕著な成果の一つとして、従来外国語大学でありながら外国人の専任教員が配置されていなかった専攻語トルコ語に、平成17年度より新たに外国人招へい教員を配置することを決定した。
- 国立大学法人大阪大学との間に、再編・統合をも視野に入れた連携強化のための協議会を設置し、学長のリーダーシップの下に本学の将来のあるべき姿について協議を継続中である。

(3) 国立大学法人としての経営の確立と活性化の取組例

- 財務室において各室・部局を対象にした学内ヒアリングを実施するなど、業績評価と連動した予算案策定が可能となるようにした。
- 前年度を上回る学長裁量経費予算額を確保し、国際交流推進事業等に予算を投入した。
- 高度専門職業人養成のために、大学院博士前期課程に「通訳翻訳学専修コース」及び「英語教員リカレントプログラム」を設置するなど、教育研究組織の見直し、充実を行った。

(4) 国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営の取組例

- 経営協議会での審議を基に、1年を四半期に分け計画達成の目標時期を細かく定めた自己点検・評価制度を導入した。さらに責任ある法人組織として厳正かつ客観的な自己点検・評価を実施した。
- 客観的かつ公平な視点から大学運営を推進することを目的として、外部の人材を理事（非常勤）に登用した。
- 教員の研究実績その他の活動を調査し、社会に公表するために教員総覧を改訂し、大学HPを全面的にリニューアルするなど広報活動の充実に努めた。

3. 事務所等の所在地

(1) 大学本部の所在地

箕面市間谷地区：大阪府箕面市

(2) その他の施設等の所在地

ア 箕面市小野原地区（外国人教師宿舎）：大阪府箕面市

イ 白馬地区（山の家）：長野県北安曇郡白馬村

4. 資本金の状況

11,520,670,141円（全額 政府出資）

5. 役員の状況

役員の定数は、国立大学法人法第10条により、学長1人、理事3人、監事2人。任期は国立大学法人法第15条の規定及び国立大学法人大阪外国語大学組織規則の定めるところによる。

役 職	氏 名	就任年月日	主な経歴
学 長	是 永 駿	平成16年4月1日 ～平成19年2月28日	平成15年3月 大阪外国語大学長
理 事 副 学 長	松 田 武	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成15年3月 大阪外国語大副学長
理 事 事務局長	大 島 貞 男	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成15年10月 大阪外国語大学 事務局長

役 職	氏 名	就任年月日	主な経歴
理 事 (非常勤、学外)	松 原 正 毅	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成17年4月 国立民族学博物館 名誉教授
監 事 (非常勤、学外)	河 上 誓 作	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成17年4月 神戸女子大学長
監 事 (非常勤、学外)	千代田 邦 夫	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	昭和59年4月 立命館大学 経営学部教授

6. 職員の状況

教員 186人

職員 79人

7. 学部等の構成

外国語学部

大学院言語社会研究科

8. 学生の状況

総学生数 4,887人

学部学生 4,559人

修士課程 222人

博士課程 106人

9. 設立の根拠となる法律名

国立大学法人法

10. 主務大臣

文部科学大臣

11. 沿革

本学の沿革は、大正10年（1921年）3月、大阪の実業家・林蝶子女史（1873～1945）が、「大阪に国際人を育てる学校を」という理念のもとに、学校設置資金として、私財100万円を国家に寄附されたことに遡る。政府は、この寄附金を基に同年12月、本学の前身大阪外国語学校（支那語他9学部）を大阪市天王寺区上本町8丁目の地に創設した。その後、昭和19年（1944年）4月、大阪外事専門学校と改称され、昭和24年（1949年）5月に国立学校設置法の施行により、大阪外国語大学（当時12語学科）として発足したものである。

キャンパスは、学舎の戦災による戦後の高槻市への移転の一時期を除き、開学の地、大阪・上本町にあったが、大学の発展とともに狭あいになり、昭和54年（1979年）9月箕面市栗生間谷に移転し、今日に至っている。

1 2. 経営協議会・教育研究評議会

○ 経営協議会（国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関）

氏 名	現 職
是 永 駿	国立大学法人大阪外国語大学長
松 田 武	国立大学法人大阪外国語大学理事
大 島 貞 男	国立大学法人大阪外国語大学理事
松 原 正 毅	国立大学法人大阪外国語大学理事
松 下 滋	U F J 総合研究所調査部客員エコノミスト
少 徳 敬 雄	松下電器産業株式会社代表取締役副社長
永 田 眞三郎	関西大学法学部教授
大 水 勇	大水綜合法律事務所代表

○ 教育研究評議会（国立大学法人の教育研究に関する重要事項を審議する機関）

氏 名	現 職
是 永 駿	国立大学法人大阪外国語大学長
松 田 武	国立大学法人大阪外国語大学理事
南 田 みどり	大阪外国語大学副学長
染 田 秀 藤	大阪外国語大学大学院言語社会研究科長
奥 西 峻 介	大阪外国語大学日本語日本文化教育センター長
橋 本 勝	大阪外国語大学附属図書館長
高 山 正 樹	大阪外国語大学外国語学部国際文化学科長
杉 村 博 文	大阪外国語大学外国語学部地域文化学科長
三 原 健 一	大阪外国語大学外国語学部教授
松 浦 寛	大阪外国語大学外国語学部教授
高 橋 明	大阪外国語大学外国語学部教授
岡 田 新	大阪外国語大学外国語学部教授
高 階 美 行	大阪外国語大学外国語学部教授
市 川 明	大阪外国語大学外国語学部教授
西 村 成 雄	大阪外国語大学外国語学部教授
杉 本 孝 司	大阪外国語大学外国語学部教授
山 蔭 昭 子	大阪外国語大学日本語日本文化教育センター教授
山 本 進	大阪外国語大学日本語日本文化教育センター副センター長

「事業の実施状況」

I. 大学の教育研究等の質の向上

1. 教育に関する実施状況

(1) 教育の成果に関する実施状況

【学士課程・大学院課程】

本学の教育評価に関して、全体的な問題を捉えた上で、とりわけ重要な語学教育における到達度評価作成を目的として「言語教育専門部会ワーキンググループ」を設置した。同ワーキンググループにおいて、国内外の複数の言語能力評価基準を詳細に調査・検討し、欧州協議会作成の「CEF：言語共通運用能力評価基準」を本学制度の土台とすること、及び(1)評価のための「尺度／枠組み」作成、(2)到達度目標の明確化、(3)「国際的基準」で「透明な」評価制度の確立、という段階的計画遂行の必要性などを盛り込んだ報告書を取りまとめた（9月）。

また、語学教育以外の教養・専門教育については、「カリキュラム改革」「授業評価アンケート」の各ワーキンググループでの協議成果をふまえて、その検討作業に着手したが、その結果を取りまとめるには至っていないため、次年度以降の継続課題とした（3月）。

語学教育、教養教育、専門教育別の授業目標・授業内容・授業評価記述フォーマットの原案作成、全教員への説明資料作成、教員研修・説明会の実施、全授業科目について各教員によるフォーマットへの記述作業の実施、その結果に基づく次年度以降の授業目標・授業内容の明示という授業評価・改善システム構築案を立案した。さらに、上述の記述フォーマットの一部原案を作成するとともに、教育成果の客観的指針としての成績評価について、学年末成績評価内容に対し、各教員が年度ごとの授業目標に照らした自己点検・評価を記述フォーマットに基づき実施し、次年度の授業改善に反映させるとする具体案を立案した（3月）。

本学語学教育の「国際的統一基準」による質の評価と問題点の明確化を目的として(1)世界諸地域で実施されている「国際的統一基準」による語学検定試験の、本学学生による受験状況とその結果を追跡調査、(2)数名の学生（複数専攻語）をモニターとする、上記語学検定試験の試行的実施という具体的方策を取りまとめるとともに、本学で実施可能なモデル案を立案する目的で、現行語学教育の実態を把握するための方策を取りまとめ、一部実施した。

具体的には、CEF（欧州協議会作成の言語共通運用能力評価基準）を参考に語学教育授業目標・内容・評価記述フォーマットの具体案を作成、複数専攻語で試行的に記述を実施し、これらの結果を到達度評価制度確立の意義と確立に向けた具体的方策、及びCEFの紹介と合わせて報告書として取りまとめ、学内外に配布した（3月）。

課題探求型授業の理念を中央教育審議会の答申に求め、現在の専門教育の授業を類型分析し、課題探求型授業に関連する科目が存在するか調査した。調査結果に基づき専門教育の発展の可能性を検討し、課題探求型授業の重要性を確認した上で、卒業論文作成の指導のため行われている「演習」等の授業に課題探求能力の育成に有効な内容が含まれており、当該授業を制度・内容面から整備することが重要であり、そのため教員の当該授業の性格についての認識強化、学生への明示が必要であるとする報告書を取りまとめた（9月）。

現代社会において、人文科学系の学士課程修了者に求められる情報リテラシー教育を含むあらゆるリテラシー教育を包括的に扱うコースをデザインし、それを本学の教養教育の中心に据えるべく、世界の多様な言語を専攻する人文科学系の学生が対象であることに特に留意して開発したプランを「人文系大学生を対象とした情報リテラシー教育のための授業プラン——多言語デジタルテキスト、知的生産の方法から現代社会における基礎知識まで」として取りまとめた。これを基に、本学にふさわしい情報リテラシー教育のあり方、また図書館リテラシー教育との関連について検討し、このプランを実現するための体制整備として「全学共通教育を管理する部門」を新設すべきであるとの検討結果を取りまとめた（3月）。

【留学生日本語教育センター】

学部留学生予備教育のあり方を点検・検討した結果、(1)客観的で透明度の高い評価方法の確立、(2)予

備教育課程の内容の充実、(3)進学配置の妥当性の向上に関する改善案をまとめた（7月）。

さらに「学部留学生予備教育における教育内容および評価方法の改善プロジェクト」を開始させ、留学生の受入体制および配置等について検討するために、東京外国語大学留学生日本語教育センターとの間で定期的に会議を開催し、改善案を提示して意見交換を行った（11月・12月）。

学部留学生を対象に「（学部予備教育）修了生による大学説明会」ならびに「（国立大学法人の教職員による）大学進学説明会」を開催した（9月・11月）。平成16年度大学進学説明会の実施に際しては、前年度実施後に行った評価アンケートの結果を基に検討を重ね、(1)従来（講演会方式：1日）の実施方法を見直す（大学ブース方式：2日）、(2)説明セッションの時間帯を細かく設定し、学生が複数回ブース移動できるようにするなど共同開催する東京外国語大学留学生日本語教育センターとは異なる実施形態を試行する、(3)本センター教員による学部予備教育に関する説明会を追加する、などの改善を行うことにより、学生と大学の双方での情報の共有化を図った（11月）。

結果、32大学44名の参加協力を得て、(1)学部留学生による評価アンケートにおいて、当初目標を上回る肯定的評価を得る（97.6%）、(2)学生に大学情報が行きわたり従来になかった進学希望先が開拓される、(3)教職員対象の記述式アンケートの回答で指摘されたように、国立大学法人における学部留学生教育への理解深化を促すなどの成果があった（12月）。

学務委員会を中心に既存の教育課程の運営体制について点検・検討を開始し、(1)新規プログラムへの対応力向上、(2)企画実施力の強化、(3)科目運営の改善、(4)学務業務の効率化・情報化などの課題をとりまとめ、さらに(1)教育課程（プログラム）の2分化（予備教育と日本語日本文化教育）、(2)専任教員の専門性に基づく部門担当（日本語部門と日本文化部門）、(3)委員会と担当課との業務分掌の見直しなど、法人化後の新しい課題に即応できる教育課程の運営管理体制を構築し、秋学期からの運営に部分的に反映させた（9月）。

受入れが決定した国費留学生（予備教育課程学生）の数、学力、専門分野等に合わせて、前年度計画した教育活動計画、教育環境整備計画、教育研究計画を検討し、修正した（6月）。各々の教育活動については、実施後、企画目的に合致した成果・効果が得られたか否かを随時点検・評価し、次計画の改善に向けて検討を行った。

また、学生を対象に、教育課程修了時に、教育活動・教育環境に関する総括的評価アンケートを実施し（3月）、目標を上回る肯定的評価を得た（研究留学生／教員研修留学生プログラム80%、学部留学生プログラム96.7%）。

結果分析を経て、次年度の教育活動計画・教育環境整備計画・教育研究計画については、基盤を現状維持とし、細部においては改善を施したものを策定した（3月）。

教材叢書編纂委員会を設置して、専任教員ならびに非常勤講師に対し、教材の開発・発行の支援と促進を図り、平成16年度は5点の教材を発行した（3月）。

授業研究編集委員会を設置し、教育内容および方法の研究成果を学内外で共有することを目的に『授業研究 第3号』を公刊し、国内外の関係機関へ送付した（3月）。

さらに、平成16年度は送付だけでなく、9カ国17大学の研究者が参加した日欧国際シンポジウムでの発表において上記の印刷物を取り上げて紹介するなどして、一層の成果共有に努めた（3月）。

全国50大学から77名の出席を得て、日本語・日本文化研修留学生の教育問題を検討するための会議を主催し（第10回）、法人化後の日本語・日本文化研修留学生教育について、文部科学省を交えて討議を行い、本センターの特色ある教育取組について発表・紹介し、成果を報告書として刊行した（3月）。

さらに、日本語・日本文化研修留学生の教育研究を目的とした研究会を本学で開催し、カリフォルニア大学バークレー校東アジア言語文化教員による講演を企画して、日本語日本文化教育における世界的なニーズに関する情報を収集し、教育連携を進める上での課題を考察した（3月）。

留学生を対象とした日本語日本文化教育において、50年にわたり本センターが担ってきた上記のような中心的役割を、今後より一層明確に国内外にアピールしながら果たしていけるよう、ワーキンググループを組織して、「日本語・日本文化教育センターCenter for Japanese Language and Culture(CJLC)」への名称変更などについて検討を開始し（6月）、学内での検討を経て、平成17年4月1日付けで名称を変

更する方向で、センター規則および教育に関する規程の改正を進めた。

引き続き、世界の日本語日本文化教育研究大学で広く用いられる Course Numbering System（授業科目のレベル・内容を表す科目コード）を用いた『履修案内』『授業案内（シラバス）』をセメスターごとに作成して配布することに加え、全体オリエンテーションで授業や履修方法について説明し、さらに（1）専任教員が個々の学生に対して個別に履修指導を行い、学生の日本語能力（プレースメント試験結果）や学習目的に合った科目履修ができるようアドバイスを行う、（2）授業担当者に学生のレベルや専門に関する情報を伝え、授業計画について微調整ができるようにするなど、セメスターごとに変動する学生の質・数への対応を図り、世界からの留学生の受入を円滑に行うための方策を実施した（4月・10月）。

受入れが決定した国費留学生（日本語・日本文化研修留学生）の数、学力、専門分野等に合わせて、前年度計画した教育活動計画、教育環境整備計画、教育研究計画を検討し、修正した（6月）。各々の教育活動については、実施後、企画目的に合致した成果・効果が得られたか否かを随時点検・評価し、次計画の改善に向けて検討を行った。平成16年度は、（1）国内研修地での実地研修・見学を有機的に教育に組み入れる他に、日欧国際シンポジウムへの参加により、海外および国内における日本語日本文化教育・研究に関する幅広い知見を得させる、（2）SCSを用いて金沢大学と研究発表会を共同開催する、（3）既存のインターンシッププログラムへの参加以外に、新規にJR西日本とインターンシッププログラムを共同開発して試行するなどして、積極的に新しい教育取組を展開した。

また、学生を対象に、教育課程修了時に、教育活動・教育環境に関する総括的評価アンケートを実施し（3月）、78%の肯定的評価を得た。わずかに80%の数値目標には至らなかったため、これを次年度以降の継続課題とした。

結果分析を経て、次年度の教育活動計画・教育環境整備計画・教育研究計画については、基盤を現状維持とし、細部においては改善を施したものを策定した（3月）。

学術交流協定校であるカリフォルニア大学バークレー校は、過去10年にわたって日本語日本文化研修留学生を本学に派遣、本センターにおける履修科目についてもすでに単位認定を行っていることから、当該校より教員（日本語プログラム・コーディネータ）を招聘、教育活動の改善を目的とした外部評価の方法について意見交換を行い、結果、アメリカ・カナダ大学連合日本研究センターの外部評価資料を参考として評価方法の検討を進めていくこととした（3月）。

学術交流協定に基づき、ルーマニア・ブカレスト大学日文学科と協議を行い、日本語・日本文化研修留学生の受入れ及び教育情報の交換を開始した。また、ドイツ・ミュンヘン大学日本センターと新たに交流協定を締結し、教育的協力関係を樹立した（3月）。

左記3協定校（オックスフォード大学、ライデン大学、ルーヴァン・カトリック大学）に加えロンドン大学東洋アフリカ研究学院においても調査を実施、欧州4協定校における教育実態報告書を作成するとともに、この機会を利用して、現地で本センター修了生に関する調査を行い、基礎資料を多面的に収集した。なお、報告書では、日本語日本文化教育分野におけるカリキュラム改革の動きの他、（1）エラスムス計画への対応には差異はあるが、学部や大学院の短い教育課程での日本留学の重要性、及び日本の受け入れ大学における教育分業への期待が高まっていること、（2）日本学専攻の学生数はおおむね漸増傾向にあるものの、留学資金の財源確保については根本的解決策がなく、学部生対象の日本語日本文化研究留学生制度を活用するだけでなく、大学院生の留学に対する経済的援助が必要となっていることなど、各大学が抱える課題を明らかにした（3月）。

平成16年度は、エラスムス計画によって教育改革が進む欧州を重点地域に定め、日本語日本文化教育に関する現地調査を行うと共に、国際交流基金、大同生命国際文化基金、大阪市等の助成を受け、日本学生支援機構との共催により、欧州8カ国9協定校から第一線の日本研究者17名を、また日本語日本文化教育プログラムを有する国内主要7大学から教育担当者7名及び在籍留学生6名を招聘し、日欧国際シンポジウム「欧州における日本語日本文化教育の展望－欧州と日本との教育的連携を目指して－」を東京と大阪で3日間にわたり開催した。延べ519名の参加者があり、アンケート調査によれば、東京・大阪とも80%以上の肯定的評価を得た。

シンポジウムでは、（1）EU地域内の高等教育の「均質性」を確保しようとする1999年のボローニア

宣言以降、学部3年修士2年という統一学制に移行中の欧州各大学における日本学専攻の現状と課題の報告・討議、学部修業年数短縮に伴う半年留学の必要性の指摘、(2)留学生受入れ機関である国内大学から、専門教育への橋渡しを含めた独自の取組み紹介、各大学で学ぶ欧州出身の留学生から、研修プログラム情報のWEB上での公開や春夏休暇中のインターンシップの実施などの提言、(3)欧州各大学から、字幕翻訳を通じた言語と文化の融合教育や e-learning を用いた課題作成など、日本とは異なった日本語日本文化教育の取組み事例の報告などが行われ、欧州諸国と日本の教育現場をつなぐ有機的な連携活動を実施した(3月)。

平成16年度も引き続き国費外国人留学生(学部留学生、研究留学生等)予備教育を教育面の柱として位置づけ実施した(3月)。

文部科学省からの委嘱による、国費外国人留学生選考試験問題作成に関する業務を遂行した(3月)。

日本政府が奨励する留学生教育及び予備教育の一層の充実を図るため、文部科学省の委嘱を受けて学部留学生および研究留学生の予備教育を実施し、学部留学生の進学配置先の結果を報告した(3月)。

業務遂行に必要な経費については、次年度、留学生受入れ実績に基づいて措置される予定である。

(2) 教育内容等に関する実施状況

【学士課程】

AO入試を検討するワーキンググループを設置し、最初にアドミッション・ポリシー(以下、AP)の策定に取り組み、全学アンケートを経て、学部APを決定した。これには、自国および外国の言語や文化、社会に対する強い関心を持ち、研究のみならず、異文化間の理解と協力の推進を目指す学生をも、年齢、性別、民族、国籍等にかかわらず求めていることを明記した。

AO入試に関しては、専任職員を配置したアドミッション・オフィスの設置を前提に、本学独自のAO入試として、自己推薦による入試を積極的に取り入れ、ここに各種特別選抜も収斂させる、という方法が最も現実的であるとの結論を取りまとめた(12月)。

本学独自のAO入試の導入にあたっては、判断基準となる統計データが不可欠であるが、これまで皆無の状態であった。そこで、基本となる学生追跡調査を行うこととし、その準備段階として、最近の卒業生の成績動向のデータ処理を行った。これを受験時のデータと連結させて、平成17年中に調査結果をまとめ、本学に最適な入試形態決定の基本資料とすることとした。

これと並行して、現行入試の見直しにも着手し、とくにAO入試の導入に際して重要となる面接と小論文のあり方について検討を開始した。面接試験については、各専攻・専攻語にアンケートを実施し、面接の実施形態、配点、質問内容の対照表を作成した。この資料は、各専攻・専攻語代表に配布して、全学で面接に対する問題意識を共有する一助としたほか、今後の検討に活用する。また、小論文については、小論文作成委員からの意見聴取を行った。小論文の理念、具体的な問題作成上の注意点、問題作成後のチェック体制、採点基準などに問題点が指摘されたので、ひとつひとつ対策を検討していくなど、実施可能な方策を検討するための準備を整えた(3月)。

学部APは、決定後速やかに本学ホームページに掲載した。また、学科別AP策定にも着手するとともに、学科及び専攻・専攻語別の教育目標・目的は、大学案内とHPに掲載することにより、学内外に周知した。大学院課程で、平成17年度学生募集要項に外国人留学生、英語教員リカレントプログラム、通訳翻訳学専修コースなど、選抜の種類毎に理念と目的を明記したように、学部においても今後記載の充実を図っていくことにした。(3月)。

入学試験室、入試委員会の委員8名と国際文化・地域文化の各学科長をメンバーとする入試見直しワーキンググループを設置し、専攻語別入試を基本とした、より柔軟で新しい入試方法のあり方について検討を開始した。その後、検討の前提となる外国語学部の昼間主コースと夜間主コースの統合問題については、その方向性が確認されたものの、新しい入試方法のあり方について具体的な検討には至らなかったため、これを次年度以降の継続課題とした(3月)。

入試見直しワーキンググループにおいて、夜間主コースの入試制度の変更に際して検討を開始した。その後、検討の前提となる外国語学部の昼間主コースと夜間主コースの統合問題については、その方向性が確認されたも

の、夜間主コースの入試制度の変更について具体的な見直しには至らなかったため、これを次年度以降の継続課題とした（3月）。

専攻語別入試の導入や夜間主コースの入試制度見直しの前提となる外国語学部の昼間主コースと夜間主コースの統合問題については、その方向性が確認されたものの、新たな入試方法に関する一定の結論が得られなかったため、平成18年度における新たな入試制度の実施を目指し、これを次年度以降の継続課題とした（3月）。

「CEF：言語共通運用能力評価基準」を参考にした語学教育授業目標・内容・評価記述フォーマットの作成などの作業結果、成果をふまえ、語学教育授業目標・内容・評価記述作業を全専攻語・副専攻語で実施し、語学検定試験の試行実験結果をあわせて詳細に検討することで、4年間全体の到達度目標の設定（専攻語・副専攻語ごとの）、各年次への段階的目標配分、授業・人員配置、という体系的語学教育プログラムを平成17年度から立案することとした。また副専攻語についても、上述のプログラム作成作業とともに、限られた資源・時間数に対処し、より効率的に高度な運用能力を育成していく目的で、(1)すでに実施されている外部検定試験導入制度のより効果的な運用に向けた整備、(2)CALLシステム、eラーニングなどを活用した課外自習活動の組織化、(3)能力別クラスの設置、等の実施の必要性を盛り込んだ報告書を取りまとめ、具体的教育プログラムを平成17年度から立案することとした（3月）。

副専攻語授業の少人数化を図るためには、開設授業数の再調整など、外国語学部全体の教育資源の再配置が必要となることから、教育推進室の下に、「全学共通教育部門」を新設することが構想され、従来の「副専攻語」を「全学共通外国語」として捉え直し、平成19年度より実施される情報リテラシー教育を含む新しいリテラシー教育とともに、この部門で管理運営するプランが立案され、今後の教育体制整備の進展に対応する体制を整えた。なお、同時に専攻語と密接に関連する言語教育科目を新たに「副専攻語」として定義しなおすプランも構想した（3月）。

平成14年度から継続して実施しているFD研修会を、外部から講師を招聘し実施した（9月）。同研修会の講演および分科会での討論は、教育推進室からの要請により、GPA制度と授業評価アンケートに焦点を絞って行われた。なお、その結果のひとつとして、本学の平成16年度の授業効果調査が、従来、本学で行われたものとは性格をかなり異にし、教員と学生の双方向コミュニケーションの一手段として、毎年実施されることを想定した性格のものとなった（3月）。

平成14年度に行った授業評価・カリキュラム評価の両アンケートについて、適切なフィードバックを行うための方策を検討し、以下の方策を取りまとめ、順次実施した。(1)アンケート結果の調査から得た特に注意すべき点を「専攻語別レポート」にまとめ、各専攻語に送付する、(2)各専攻語に、このレポートに対する詳細な回答を求める、(3)「専攻語別レポート」とその回答を併せて、学生の閲覧に供する（9月）。

平成16年度に行われた授業効果調査の集計作業は、初回であることに付随する幾つかの初期設定作業のため、同年度末までには完成せず、方策の実施は不可能であったが、この調査の結果は、協力者である学生にも知る権利があること、WEB上での一般公開の功罪などを中心に、より適切なフィードバックの方法について検討し、実施可能な方策は、次年度の早期に実施することとし、これを継続課題とした（3月）。

厳格な成績評価方法の一つとしてGPA制度を平成16年度から導入し、その運用方法について「授業科目履修案内」及び電子掲示板等で学生に周知した（6月）。正式に登録した科目の履修を放棄することが、GPAの値に与える影響が大きいことに鑑み、履修放棄を認める期間を大幅に増やし、認識の不十分さにより不利益を被ることがないように配慮した。

企業と提携したキャリア支援の科目設定の中でインターン科目が置かれようとしている一方、ボランティア論Ⅰ、ボランティア論Ⅱの科目設定がされており、Ⅰにはボランティア体験(40時間程度)が義務づけられているが、十分な体制が取られているわけではなく、いずれも個別の教職員や学生の努力によっている。このような状況を検討した結果、総合的戦略的な大学全体としての取組み方向を明確にし、そのための学内での多様な社会参加型教育の仕分けが必要であるとの現状分析を行った（3月）。

【大学院課程】

博士前期課程及び博士後期課程の指導教員に対して、個々の大学院生に長期的な研究計画を作成させ、今後の院生指導に役立てるよう、文書により周知した。これにより、従来、指導教員の個人的裁量によるところが大きかった大学院生の研究計画の策定を、より系統的な研究プログラムとすべく、研究科が組織として取り組む体

制づくりの第一歩とした（１２月）。

博士前期課程学務委員長を座長とするワーキンググループを設置し（６月）検討の結果、「学部生のための単位『前取り』による前期課程一年修了プラン」を取りまとめた（３月）。

このプランは、学部生に博士前期課程の授業の聴講を認め、単位も与え、その後、当該の学部生が博士前期課程に進学した際に、その単位を既習得単位と認定する、という制度である。これにより、学部卒業後１年で前期課程を修了することも可能になる。大幅な規程改革を伴わず、実質的に一貫教育の理念の一部を実現できるプランである。

高度専門職業人養成課程構想の一環である、司法領域での通訳翻訳人の養成を目的とする多言語間「通訳翻訳学専修コース」と現任教員を対象とした「英語教員リカレントプログラム」の立ち上げ案を策定し、平成１６年度中に募集を行い、平成１７年４月から発足した。通訳翻訳学専修コースには、募集人員８名に対して３１名の志願者があり、合格者１５名全員が入学した。また、英語教員リカレントプログラムには、募集人員５名に対して９名の志願者があり、合格者８名全員が入学した（３月）。

検討の結果、平成１７年度発足の「通訳翻訳学専修コース」で、授業科目でない「課題研究」を導入することにより、修士論文に替わる成績評価制度を実施することを取りまとめた（３月）。これは指導教員の課す特定の課題について、同コースに在籍する学生が独自の研究を行い、その審査をもって修士論文の審査に代える制度であり、その内容には法廷等における通訳実務のインターンシップに従事した報告などを含む。

学位授与率の向上を図るための方策を検討した結果、各指導教員に対し、各年次の研究指導の行程をさらに効果的に実施するよう、とりわけ、学位論文に繋がる研究論文を毎年発表させるべく一層努力するよう促すこととした。学位取得予定者各自の研究進捗状況の把握に努めた結果、平成１６年度、課程博士については、７名の学位取得者を出すことができた（３月）。

現在行われている大阪大学との共同授業『歴史学のフロンティア』を参考に、共同授業の本学コーディネータを交えて組織したワーキンググループを設置し、そのあり方や継続、拡大の検討作業に着手した（６月）。

なお、大阪大学以外の大学との共同授業の在り方についての検討は、次年度以降の継続課題とした。

大阪大学との連携強化の重要課題である共同授業の拡充について検討し、授業そのものは有益であるが、両大学間の移動等、それに付随する教員及び学生の負担軽減を図った上で、拡大を行うべきであるとの結果を取りまとめた（３月）。

なお、大阪大学以外の大学との連携強化の方策についての検討は、次年度以降の継続課題とした。

【留学生日本語教育センター】

予備教育留学生等を対象に、予備教育の授業改善のため授業評価アンケートを各セメスター終了時に実施し（９月・３月）、目標を上回る肯定的評価を得た。（春学期：日本語・日本文化研修生プログラム９１．９％、研究留学生プログラム９１．１％、短期留学生プログラムのための日本語コース７９．４％、秋学期：研究留学生／教員研修留学生プログラム８０％、学部留学生プログラム９４．８％）

世界の日本語教育において利用可能な標準的評価方法の確立を目標として前年度に発足した日本語能力測定に関するワーキンググループを、平成１６年度に本格的に稼働させて調査・検討を重ね、(1) C J L教育に適応した評価基準を試作し（６月）、(2) 予備教育留学生等に対し、日本語能力証明書を作成・発行した（９月・３月）。

学部留学生の評価方法ならびに配置に関する妥当性の点検・評価のため、進学先大学７大学（北海道大学・筑波大学・東京工業大学・滋賀大学・京都大学・京都工芸繊維大学・岡山大学）において調査を実施し、進学先での在籍状況、環境への適応状況、専門教育への適応状況について個々に報告書にまとめ、結果から専門教育への適応状況、予備教育の効果・改善点など授業評価や学生の能力判定の妥当性・有効性を点検・検証した（３月）。なお、調査方法については、前年度までの調査で指摘された問題点を改善するため、事前に専門教育担当の教員と学生にアンケート調査票を作成・送付し、さらに対面調査によって回答を掘り下げるなどの改良を加えた。

日本語日本文化研修留学生等を対象に、日本語日本文化教育における授業改善のため、授業評価アンケートを実施し（９月）、目標を上回る肯定的評価を得た（８５．７％：日本語日本文化研修留学生９１．９％・短期留学生７９．４％）。

さらに、短期留学生の評価結果について、各教育課程において評価結果の分析とフィードバックを決めた。

世界の日本語教育において利用可能な標準的評価方法の確立を目標として前年度に発足した日本語能力測定に

関するワーキンググループを、平成16年度に本格的に稼働させて調査・検討を重ね、(1)CJL教育に適応した評価基準を試作し(6月)、(2)日本語・日本文化研修留学生に対し、日本語能力証明書を作成・発行した(9月・3月)。

平成13年度から3ヶ年にわたって実施された留学生経費特別配分要求事業の成果である「マルチメディア日本文学資料DB」及びその資料検索システムを、本センターのWEBページ上に公開した(4月)。授業での試用等を通して有用と判断されたマルチメディア資料の拡充計画を2期に分けて立案して実行した(7月・1月)。

さらに、日欧国際シンポジウムでの発表において本DBを取り上げて紹介するなどして、一層の成果共有に努めた(アクセス数は3月末現在704件)。

日本語・日本文化研修留学生の原籍大学上位3校(ハノイ外国語大学、ハノイ貿易大学、ワルシャワ大学)及び5位のアダム・ミツキェヴィッチ大学(ポーランド)に教員を派遣、(1)日本語日本文化教育に関するカリキュラム、(2)日本語学習到達度目標・評価基準、(3)日研生プログラムへの応募状況、(4)大学としての日本留学の位置づけ、(5)留学先としての本学留学生日本語教育センターへ教育的評価等について現地調査を実施、ニーズを分析し報告書を作成した。

平成16年度は、(1)インターンシッププログラムの企画・開発、試行、(2)他大学との教育連携取組への着手、(3)外国語によるプレゼンテーション能力養成をも兼ね備えた、日本人学生・外国人留学生共同の課題探求・解決型演習授業の開発・実施、(4)特色ある教材の開発(書道教材など)等により、新しい教育の開発と試行を行った。学生による評価は8ページ17行目から19行目の通りである。

従来からの国費留学生を対象とした日本語日本文化教育の範囲にとどまらず、蓄積した教育資源やノウハウを広く国内外に公開して国際的な教育貢献を可能にする体制づくりを目指して、ワーキンググループを発足させ、増収策にも繋がる提案として「委託留学生」等の位置づけを明記した規程案をとりまとめ、学内審議を開始させた(6月)が、学内関連規程を整備中であり、プログラムに関する情報を発信するに至っていないため、これを次年度以降の継続課題とした(3月)。

(3) 教育の実施体制等に関する実施状況

学習環境・教務事務改善ワーキンググループを設置し、教育システムや教育内容の学生への周知方法について、平成16年度から3か年計画で導入が決定した学務情報システムの中でどのような情報提供が実施可能かについての検討に着手した(7月)。

ホームページ等を利用したカリキュラム関係の情報提供について、利用方法のシミュレート及び技術的な問題点について検討を行った結果、新しい学務情報システムではホームページからアクセスし履修登録を行う仕様となっているため、4,000人を超える学生の履修登録時には分散登録の措置の検討等、問題点を洗い出した(9月)。

システムの維持管理については、データの管理・更新は教務課で行い、ハードウェア、ソフトウェアのメンテナンスとシステム運用のサポートをシステムを開発した会社に委託する計画を策定した。

また、新しい学務情報システムで、履修登録に必要となる(1)授業時間割(授業科目名、単位数、担当教員、開講曜日時限、講義室)、(2)個人成績(既修得科目、単位、成績)等の情報を提供することを検討のうえ決定し、これらの学生に提供する情報については、広報誌「ひろば」や「授業科目履修案内」等で公表・周知した(3月)。

本学独自の語学教育を効果的に展開するために、これまで、視聴覚教材を含むさまざまな語学教材を刊行してきた。

検証の結果、平成16年度に刊行されたもののうち、『留学生のための大阪読本』は大阪で日本語を学ぶ外国人留学生が地域の文化との繋がりのなかで日本語が効果的に学べるよう配慮された読本であり、『文学史で学ぶハンガリー語1』はハンガリー文学史を背景にしてハンガリー語が学べるよう工夫された教科書である。いずれも言語と文化を包括的に学ばせようという意図の下に周到に編纂されている(3月)。

これまでの本学のFD研修のあり方について検証した結果、これまでは主に教員が相互交流し、自己の経験や知見を共有することを目的とするものであり、それにより一定の効果を挙げたことが確認されたが、本学は平成16年度以降、(1)GPA制度の導入、(2)学生による授業評価アンケートの継続的实施など、教育活動をめぐる大規模な変革を迫られているため、上記の(1)(2)において先進的取組を行っている大学より、FD部門の責任者を招聘し、この2点に関する集中的な講演を実施し(9月)、この研修活動の成果を報告書に取りまとめた(3

月)。

平成18年度末までにセメスター制を導入し、平成19年度4月から実施することを目的として、教育推進室の下にワーキンググループを設置し、セメスター制導入に関するこれまでの検討の成果を確認し、既にセメスター制を導入している他大学のカリキュラムを調査し、現行カリキュラムのもとでの導入に伴うメリット(海外留学が円滑に行える、授業の選択幅が広がり個性的な履修が可能となる、秋期卒業により海外留学や海外企業への就職が円滑に行えることなど)及びデメリット(じっくりと講義を進めることが困難、半期授業の繰り返しでは語学実習科目の教育効果が疑問、半期開講では非常勤講師の確保が困難ということなど)について検討した(3月)。

大阪大学との単位互換制度について検討し、制度そのものは有益であるが、両大学間の移動に伴う物理的条件の改善を図った上で、単位互換制の制度面の拡充を進めるべきであるという結果を取りまとめた(9月)。

前年度作成の報告書等に基づき、派遣大学の教育に関する情報提供体制、単位互換制度、休学留学など、学生派遣に係わる4項目並びに本学提供科目、受入れ教員の職掌、留学生の生活環境など、受入れに係わる4項目を中心に分析を開始、派遣については、休学留学への対応とそれに関連した、留学・復学を容易にするセメスター移行などの制度的な問題点を明らかにし、その解決に向けて関係部局との調整・協議に入ることとした。また、受入に関しては、「短期留学生の受入れに係わる課題」と題する報告書を作成、(1)Foreign Studies Course と Japanese Studies Course との授業時間の重複や短期留学生のニーズにあった授業内容設定、(2)履修指導・生活指導等の細目における受入れ担当教員の役割の不明確さ、(3)学生寮の住環境の向上、など改善すべき諸点を明示した(9月)。

短期留学推進制度(受入れ・派遣)に関わる学生(奨学金受給者)の選考方法・手続きについて、前年度に取られた方策を検討、(1)志願者の選考、(2)奨学金枠の配分、(3)受給者の決定、の3項目についてガイドラインを整備し、これを今年度から適用することとした。特に、派遣について、前年度の、旧日本国際教育協会(現「日本学生支援機構」)地域別奨学金割り当て人数に対する本学側の配分基準が不明確であったため、各受入れ大学別に志願者数を母数、派遣人数枠を分子とする競争率原理を試行的に導入した(12月)。

学生が応募を決断する際に不可欠な情報としては、協定大学における受入れ条件・言語的要求基準などがあり、本学ではそれらを記載した短期留学生派遣計画調書を作成し、閲覧を許可してきたが、今回、学生交流に関する情報拡充の一環としてWEB上で公開した。また、応募から派遣決定に至る過程の透明性を確保するために「派遣に関わるスケジュール」を同じく開示した(3月)。

短期留学推進制度に基づく特別プログラムの効果的かつ効率的な運営を図るため、国際交流室に短期留学プログラム部門を設置、教育内容について当該部門で、問題点の整理分析を行い、学生の留学目的と専門に合ったカリキュラムの作成、体験型授業の必要性、学生の修学指導・生活指導の充実等の課題を明らかにするとともに、国際政治・国際経済・国際理解・言語教育に関する科目の開設や短期留学生と外国語学部学生が共同して行う相互文化理解型の演習の開講など教育改善に関する素案を作成した(3月)。

附属図書館のマルチメディア教室(2室)の設備を更新して総合研究棟へ移転した。この更新により、DVD、MD、CD-ROMなどのマルチメディア型資料の提示に加え、パワーポイントなどのデジタル資料の提示が大型画面上でも可能となり、インターネット情報、海外衛星放送の受信、リアルタイム提示を可能にした。また、学生用ブースには、カセットレコーダーに加えMDデッキを装備した。この更新により、多種多様のマルチメディア型資料を授業に取り入れることができ、言語・情報・比較文化などの学問領域が広がり、創造的、多面的な視聴覚外国語教授法の新たな展開が期待され、マルチメディア教育による一層の教育効果が期待できる(9月)。

附属図書館3階のビデオ自習室と4階のテープライブラリーを統合し、総合研究棟3階に新たにAVライブラリーとして移転を行い、平成16年9月1日から開室した。施設の統合により、管理面だけでなく利用者にとっても一つのフロアにあることで利便性が向上した。また、移転によりブースを拡張(一人用及び二人用で幅が10cm、三人用で幅60cm、奥行きは各ブースで30cm広くなった)したことで、より快適な視聴環境を提供できることとなった(9月)。

附属図書館に設置されていたマルチメディア教室(2室)を総合研究棟に移転した(9月)。

外国語のより高度な運用能力の養成と臨場感あふれる授業による同時通訳教育を行うこと及び様々なメディアや情報を、容易にしかも効果的にプレゼンテーションし、多面的な外国語教育を可能とすることを目的とした国

際会議場と同様の同時通訳付き会議のシミュレーション演習が可能な同時通訳演習室及び通訳ブースの設備の更新計画を作成した（９月）

図書館施設の全面的改修を行うため、平成１７年度概算要求において、施設整備費の要求を行った（６月）。

利用者へのサービス向上のため、利用者の幅広いニーズを把握することを課題に、学生、教員、非常勤講師、留学生及び事務系職員などの大学の全構成員を対象にアンケート調査を実施した。全体では５０％を超える回答率があり、とりわけ主要な利用者である学部学生は６０％近い回答率があったことで、かなり正確に学生のニーズや意見を反映した報告書としてまとめることができた。

なお、アンケートの結果、蔵書の充実とりわけ一般教養図書的大幅な増大、開館時間の延長、日曜開館、閲覧座席数の不足の解消及び検索用パソコンの更新の要望が多かった（３月）。

利用者教育の強化と情報リテラシー教育の基礎固めのため、次のオリエンテーション等を実施した。

- (1) 新入生対象オリエンテーション（昼２回、夜１回）：図書館利用の基礎知識を提供（４月）
- (2) 新入生対象図書館ツアー（２回）：大学図書館の利用方法を体験できる場を提供（４月）
- (3) 学部３、４年生及び大学院生対象書庫利用ガイダンス（グループ毎に随時）：閉架書架利用方法についての説明（４月～２月）
- (4) 学生、教職員対象電子ジャーナル利用講習会（６回）：電子ジャーナル ProQuest の利用方法について説明（６月）

利用者へのサービス向上のため開館日数の見直しを行い、夏季休業中の閉館を取り止めるなどして、年間開館日数を平成１５年度の２４２日から２６２日に増加させた（６月）。

教育推進室との連携のもと、図書館自らの情報リテラシー教育の推進等を内容の骨子とした「図書館利用者のための情報リテラシー教育実施プラン」を取りまとめた（３月）。

附属図書館のマルチメディア教室（２室）の設備を更新して総合研究棟へ移転した。この更新により、DVD、MD、CD-ROMなどのマルチメディア型資料の提示に加え、パワーポイントなどのデジタル資料の提示が大型画面上でも可能となり、インターネット情報、海外衛星放送の受信、リアルタイム提示を可能にした。また、学生用ブースには、カセットレコーダーに加えMDデッキを装備した。この更新により、多種多様のマルチメディア型資料を授業に取り入れることができ、言語・情報・比較文化などの学問領域が広がり、創造的、多面的な視聴覚外国語教授法の新たな展開が期待され、マルチメディア教育により一層の教育効果が期待できる（９月）。

附属図書館に設置されていたマルチメディア教室（２室）を総合研究棟に移転した（９月）。

外国語のより高度な運用能力の養成と臨場感あふれる授業による同時通訳教育を行うこと及び様々なメディアや情報を、容易にしかも効果的にプレゼンテーションし、多面的な外国語教育を可能とすることを目的とした国際会議場と同様の同時通訳付き会議のシミュレーション演習が可能な同時通訳演習室及び通訳ブースの設備の更新計画を作成した（９月）。

学内４ヶ所に分散して設置されていたパソコン自習室のシステムと、附属図書館に設置されていたCALL自習設備を総合研究棟４階に総合移転し、新たに「パソコン学習室」として運用を開始した。

この統合移転により、移転前はまちまちであった各自習室及びCALL自習設備の利用時間が最長のものに統一され、利便性が向上した（９月）。

（４）学生への支援に関する実施状況

学生支援の充実による円滑なキャンパス・ライフの実現を図るため、「学生生活等に関するアンケート」（平成１３年８月）の回答集計、「福利厚生事業ワーキング検討結果報告書」（平成１６年２月）を再点検した結果、学内福利厚生施設の整備充実を重点化し、その段階的の実現を目指す結論に達し、学内福利厚生施設点検の第１ステップとして、留学生会館食堂と学内設置自動販売機に関し、学生・教職員対象にアンケート調査を実施した（回答数１５５名中学生１０９名、教職員４６名）（８月）。

留学生会館食堂と学内設置自動販売機に関するアンケート結果を検証して、両者に対する学生・教職員の要望を洗い出した（１２月）。既存資料「学生生活等に関するアンケート」（平成１３年８月）の回答集計から「勉学・履修上の問題」の項目と、平成１３年１１月以降に学生生活室学生相談部門（平成１５年度まで学生生活支援室生活相談部門）へ学生から寄せられた相談内容の集計、および平成１６年１１月以降に、学生生活室学生相談部

門設置投書箱「目安箱」へ学生から寄せられた投書を基礎資料として、学生の勉学上のニーズや問題点を調査した（12月）。以上の検討結果を報告書「学生生活支援体制と学習支援体制の問題点と改善策について」にまとめ、学生生活支援体制の整備強化については、留学生会館食堂の暫定的営業と継続的検討の必要性を提言し、学内設置自動販売機に対する要望を整理するとともに、学習支援体制の整備強化については、学生相談体制のなお一層の充実と、教職員とのトラブル解消への対応策を骨子とする提言を行った（3月）。

平成17年度予算に、留学生会館食堂厨房排気ダクト改修のための経費を要求した（12月）。福利厚生施設整備充実の第2ステップとして、購買施設の点検を平成17年度計画に盛り込むとともに（3月）、購買・食堂施設などに関する学生の意向調査に前倒し着手し（2月）、購買・食堂施設の改善をめぐる生協側との話し合いに前倒し着手した（3月）。学生相談体制充実策の一環として学生生活室学生相談部門が、学生からの投書に回答する「目安箱」制度を開始し（11月）、メンタル・ヘルスをテーマにした学生・教職員向け講演会を実施し（7月、11月）、学生指導の一助とするため、学生の欠席状況調査を実施した（11月）。

「履修相談・助言」「修学相談・助言」「生活相談・助言」を3つの柱とするアカデミック・アドバイザー制を導入した（6月）。

オフィスアワー及びアカデミック・アドバイザー制度がどう機能しているか、学生及び教員がこの制度をどのようにとらえ、またどう評価しているかを把握するため、学生及び教員をそれぞれ対象としてアンケート調査を実施した（学生回答者数300人、教員回答者数40人）。

このアンケート調査の結果を分析し、両制度の学生の認知度の低さ等の問題点を把握し、新学期オリエンテーション時に口頭説明と併せて文書配布やホームページへの掲載などによる制度の周知徹底などの改善策を取りまとめた。

例年実施されている入学式後の新入生研修において、セクシュアル・ハラスメントに関する理解を深めるため、「キャンパスにおけるセクシュアル・ハラスメントについて」と題し、キャンパス・セクシュアル・ハラスメントと総称される大学におけるセクシュアル・ハラスメントとは一体何であり、如何にして加害者になり、被害者の苦痛がどのようなものか、また、その当事者になった場合に如何に対処すればよいのか等を内容とした人権・倫理委員会委員による講演を実施し、昼の部約650名、夜の部約150名の参加者があった（4月）。

キャリア開発関連の授業拡充のための検討を行い、非常勤講師の確保、専任教員による授業科目の増設、学生参加型授業の設置などが検討課題となった。また現在受講中の学生にアンケート調査を実施した。アンケート結果から受講生は現在の授業形式に一応満足しているものの、より実践的項目（ビジネスマナー、プレゼンテーションの方法など）や、企業の人事担当者、経営者をゲストに迎えた授業を望む声もあった。実施の可能性について検討した結果、平成17年度は担当教員を増員し、授業形式は今年度と同様とした。予算措置を伴う制度・措置については平成17年度引き続き検討することとした。他大学におけるキャリア開発関連の授業についての実地調査を行った。これらの検討結果を報告書にまとめた。

インターンシップ制の充実と単位化を図るため、学生にアンケート調査を実施し、他大学におけるインターンシップの取組を視察し、情報収集を行った。その結果、多数の学生がインターンシップ参加を希望していることが確認できた。また本学でインターンシップを単位化する際の課題として(1)担当教員の配置、(2)評価の方法、(3)受入れ企業・団体等の確保、(4)受入れ先と学生のマッチングなどの項目について検討を加え、報告書にまとめた。平成18年度単位化を目標に、平成17年度に最終的な計画を立案することとした（12月）。

キャリア開発関連の授業科目についてはすでに授業が進行中であり、インターンシップ制の実施に関しては単位化の問題を検討する必要があるので、新規項目導入は年度当初に行うべきと判断し、平成16年度は(1)キャリア開発関連の授業拡充(2)インターンシップ制の充実と単位化などの項目について予備的検討を加えた（3月）。

以下のような就職問題に関する講演会等を実施した。(1)入学式後のガイダンスで新入生・保護者向け講演（平成16年度新入生全員）(2)学生の就職問題について教職員向けのセミナー実施（31名）(3)オープンキャンパスでの受験生・保護者向け講演3回（延べ210名）(4)平成16年度学生指導担当者研修会における講演（35名）(5)就職支援室員の研修に資する講演（13名）。

(1)から(4)の講演については、その成果を教職員向けに講演録としてまとめ、配布した。これら一連の職員に対する研修の成果として、教職員の協力により進路届の提出率が前年度87.5%から平成16年度（平成17年3月）は98.57%へと上昇した（3月）。

学部学生、大学院生、留学生の進路問題に関する相談体制について検討し、(1)入学から卒業までの学生支援の全学的体制構築、(2)学生のキャリア設計のための総合科目の見直し、(3)学生の進路・就職指導に対する全学的意識改革、(4)アカデミックアドバイザー制の有効活用などの課題を把握した(12月)。

その結果、3年生担当のアカデミックアドバイザーを対象に(1)就職を巡る状況などの説明会実施、(2)就職に関する情報提供、(3)就職に関する講演会などへの参加要請を行うことを決定した。また専門家による相談体制実施に向けて検討を開始することを決定した。さらに過去の進学データを整理するなどの強化策をまとめた(3月)。

受入留学生のうち大学院前期課程正規学生、大学院後期課程正規学生、日本語・日本文化研修留学生、研究留学生、研究生、学部留学生を対象に、(1)留学生を送る上での問題点、(2)問題が生じたときの相談相手、(3)希望する相談相手、(4)大学に期待する援助、などの諸点にわたり「『留学生の学生生活』に関するアンケート」を実施し、留学生が抱える生活上の問題点を調査したが、サンプル数が十分ではなかったため、次年度以降調査を継続することとした(3月)。

「『留学生の学生生活』に関するアンケート」集計結果から、受入留学生が抱える問題点を整理するとともに(12月)、既存資料「学生生活等に関するアンケート」(平成13年8月)のうち、留学生からの回答を再点検することによって調査結果を補充し(1月)、チューター制度を含む留学生支援体制の充実や、特に私費留学生に対する財政支援の可能性の検討などを骨子とした「受入留学生支援策に関する報告書」を作成した(3月)。

「受入留学生支援策に関する報告書」に掲げた諸点のうち、チューター制度を含む留学生支援体制の再点検は国際交流室の平成17年度計画に盛り込み(3月)、留学生に対する財政支援の可能性の検討は学生生活室の平成17年度計画に盛り込んだ(3月)。さらに、留学生に対する多面的サービスの促進を図るため、生協に対し留学生向け英文パンフレットのなお一層の充実を要望した(3月)。

男子寮(向陽寮)、女子寮(もみじ寮)、国際学生宿舎を点検するとともに、寮生を対象とした聞き取り調査と懇談を実施し、それらの結果と、過去の学寮調査「寮生活の現状について」(平成14年10月)の結果を総合して、居住環境、設備、バイク使用などに関する問題点を洗い出し、学寮に対して居住者が抱く不満を整理した(9月)。

寮祭の機会に寮生聞き取り調査と寮生懇談を追加的に実施して、調査を補足し(12月)、(1)学寮の現状点検、(2)寮生聞き取り調査と寮生懇談、(3)既存資料「寮生活の現状について」、以上3種類の調査結果を検討し(12月)、その検討内容に基づき、携帯電話、パソコンの使用環境の改善、暖房設備の充実、電気容量アップの問題、寮生のバイク使用許可の問題などの10項目にわたる報告書「学寮居住環境の問題点と改善策について」を作成した(3月)。

「学寮居住環境の問題点と改善策について」で挙げた改善策について、4月～9月に退寮によって空いた居室の特別清掃を行い、カビの簡易除去と床剥離部分の補修を前倒し実施し(9月)、寮内整備の一環として、寮棟A棟・B棟居室内の不要スチーム暖房器具を一部試験的に撤去し(11月)、10月～3月に退寮によって空いた居室に対しても、特別清掃とカビの簡易除去を前倒し実施した(3月)。

2. 研究に関する実施状況

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する実施状況

平成16年度より、教員の研究実績調査のため、研究計画書作成制度を導入し、全教員に対し研究テーマの届出を義務化した(6月)。研究テーマに登録に関し、科学研究費申請要領に基づく研究分野と、より具体的な研究テーマを併記させることによって共同研究の可能性を高めるよう工夫した登録制度を策定した(12月)。同時に研究テーマを有機的、系統的に整理したものを1次案としてHPで公表した(1月)。

科学研究費等競争的資金獲得に向けて、過去5年間の科学研究費申請状況調査を実施した。また科学研究費に関する説明会を開催し、科学研究費応募を強く呼びかけた結果、今年度の科学研究費申請件数は、目標の20%を超えて、前年比25%増となった(10月)。

全教員の過去および本年度の科学研究費申請状況を一覧表にし、分析した結果、研究テーマや対象地域が重なり合う傾向が強いために、教員全員が研究代表者になることは困難であることが判明した。これにより、申請件数の増加はもとより、競争的資金獲得のため大型プロジェクトに本学教員が必ず研究分担者として参加することなどを盛り込んだ「外部資金獲得に向けて」を提言した(3月)。

外部資金獲得に向けた大型プロジェクトの策定、及び教員の研究実績の社会への公開を目的として、教員の研究状況の把握が必要と考えたことから、「研究計画及び研究の進捗状況報告書作成要領」を策定し、前年度と当該年度の研究内容及びその進捗状況をHP上で公開した。

学外機関との共同研究を推進する上で、学外からの本学教員に対するアクセスを円滑にするため、各教員の共同研究可能な研究分野および研究テーマに関するキーワードの記入を義務化させる素案を策定した。これに関し、教育研究評議会において、キーワードの具体化の必要性が提案された(12月)ことから、科学研究費の細目表を利用し、より具体的な研究テーマの記入を義務化させるという1次案を策定し、これに基づいた研究実績結果をHPで公表した(3月)。

言語研究、地域研究、地域間研究における重点的研究課題について、ワーキンググループを設置し、整理した。この重点的研究課題は、次年度の大型科学研究費申請に備えるため、現在策定中である(3月)。

同時に、本学で推進中の産学官連携事業の実態をとりまとめ、問題点と成果を検証するとともに、産学官での協議会を開催し、学外からの意見を聴取した。また、他大学との多言語処理プロジェクト、地域研究コンソーシアムなど、大学間協力方式による研究プロジェクトについても実態調査を行った。その結果、本学の産学官連携事業は一定の成果をあげながらも、更なる事業開拓の必要性があるなどの問題点を取りまとめ、これを「産学官連携事業について」として提言した(3月)。

産学官連携、大学間協力に関するこれまでの実態を調査した上で、(株)UFJ総合研究所、松下電器産業(株)先端技術研究所、JICA大阪国際センターの関係者との協議会をそれぞれ1回ずつ開催し、連携授業の現状及び今後のあり方について協議し、その結果を取りまとめた。

また、旅行業界との連携によるe-learningを活用した実用会話の習得や、現地情報の提供など、観光産業への参画を推進するための新たな先端的研究の課題を取りまとめた(3月)。

本学が参画する全国規模の「地域研究コンソーシアム」に関しタスクフォースを編成し、協議の結果を「現代中国語研究」「グローバル・ダイアログ」の2件のプロジェクトと次世代研究者育成プロジェクト案に反映させた(3月)。

全国規模による地域研究推進をうたった「地域研究コンソーシアム」に本学大学院言語社会研究科が参加した(6月)。同コンソーシアムにおける研究活動推進の一環として、本学の特別研究費Ⅱで採択された研究プロジェクト1件を含む2件が、コンソーシアムの活動方針に対応したアンブレラ・プロジェクトとして承認され、研究会が開催された。同時に、同コンソーシアムの運営に関する協議会に本学大学院生複数名が参加し、コンソーシアム推進に関し提言を行った。また、若手研究者育成のため、次年度より短期言語研修プログラムを導入することを計画するなど、本学の特性に立脚した研究活動を活性化した(2月)。

研究成果公開に向けて、研究推進室の下に編集委員会を設置し、論集と双書の出版について募集要項を含む基本方針を策定した。成果公開に際し、質の向上を目指すために学外者を含むレフェリー制度を導入することで、公開方法の改善を行った。レフェリー制度に基づいた原稿募集のもと、レフェリー結果を執筆者に通知することで大阪外国語大学論集が刊行された。一方、レフェリー制度導入により、双書については応募があったものの出版を見合わせる結果となったが、より質の高い研究成果公開のためにはやむをえないと判断した。

また国立情報学研究所からの照会に基づき、過去の論集のデータ化を決定した。

本学における過去の研究公開状況を検証した上で、本学図書館が所蔵しながらも未公開となっている貴重図書の復刻や、博士論文、修士論文のデータベース化、オンデマンド型出版などの構想を盛り込んだ「大阪外国語大学研究公開ポリシー」を策定した(3月)。これに基づき貴重図書を選定し、早期出版を目指し調整を進めている(3月)。

本学における産学官連携事業や公開講座について過去3年間の実績を調査した(6月)。これに基づき、特別研究費として採択し、財政的支援を行った2件のプロジェクトによる国際シンポジウム開催を支援した。「大阪外国語大学グローバル・ダイアログ研究会」は、南アフリカ、チリ、インドネシアから発表者を招聘し、160人の参加者を迎えて、国際シンポジウムを2日間開催し、その成果が新聞紙上で公開された(2月)。また、国際シンポジウム「アジア系諸言語の言語資源構築と言語社会デザイン」では中国、韓国、タイの研究者を招き、100人が参加した(3月)。

(2) 研究実施体勢等の整備に関する実施状況

本学において、COEなど将来的な大型の外部資金獲得を目標に定めた、全学的・横断的で、独自性、発展性のある重点的共同研究課題を「特別研究費Ⅱ」プロジェクトとして8件のプロジェクトに対し研究費を配分し、共同研究プロジェクトの立案・発足を支援した(7月)。

本学特別研究費Ⅱプロジェクト「グローバル・ダイアログ研究会」と大阪大学のグローバルヒストリー研究会との連携による国際シンポジウム「痛み、怒り、癒し～暴力と女性の語り」、同じく特別研究費Ⅱの多言語処理プロジェクトと岐阜大学とのワークショップやNICT独立行政法人情報通信研究機構との国際シンポジウム「アジア系諸言語の言語資源構築と言語社会デザイン」などの全国的な連携研究活動を視野に入れつつ、(株)UFJ総合研究所、松下電器産業(株)先端技術研究所、JICA大阪国際センターの関係者との協議会を3回開催し、連携授業における学生の研究内容との整合性や授業の方法などについての改善策が検討された。これに基づいて「産学官連携事業について」を報告した。

なお、他機関の関係者と協議するためのタスクフォースを編成し、全国的な連携研究組織である地域研究コンソーシアムの運営会議に参加し、新規の研究支援プロジェクトを計画し、コンソーシアム事務局との協議を進めた(3月)。

従来の研究費を基盤研究費、特別研究費Ⅰ、特別研究費Ⅱの3種類に分け、特別研究費については、審査に基づいて研究費が配分される新たな方式を策定した(6月)。本年度から実施した特別研究費Ⅰについては56件、特別研究費Ⅱについては25件の応募があり、審査の結果、特別研究費Ⅰについては、各申請プロジェクトに対し、申請額の5～7割を傾斜配分により支給し、その額は15万円～23万円となった。特別研究費Ⅱについては8件が採択され106万円～320万円が支給された(9月)。

各研究費の成果については、年度末に報告書を提出し、HPに公開することとし、また、特別研究費Ⅱは、その成果について次年度初めに報告会を開催することとした(3月)。

研究推進室内で学内研究設備の効率的利用に関するワーキンググループを編成し(12月)、全教員に対しアンケートを実施した。180人へのアンケートに対し、18%の回収率で回答が得られた。アンケートでは本学での研究遂行上必要な備品は各教員が所有し、他教員に提供可能な備品の照会、および学内研究施設に関する意見聴取を行った。この結果を踏まえて「学内研究設備の効率的利用に向けて」を提言し、共同利用可能な備品については総務課が保管し、貸与する方針を決定した(3月)。

情報処理センターは、現在、全教員に100MBのホームページ用領域が確保されており、研究などに関する情報発信の環境の基礎的な部分は整備されていると考えられる。また、総合研究棟内共用スペースについては現在、研究プロジェクト室として4室整備され、3室が利用されている。ただし、その内の1室(50㎡)は緊急大規模プロジェクトを立ち上げることとなった場合の利用として確保している。

総合研究棟内共用スペースの利用状況の検証結果から、平成17年度の年度計画については、当該共用スペースの更なる有効利用に努めることとした(3月)。

リサーチ・アシスタント制度に関し、教員およびリサーチ・アシスタントから提出された報告書(回収率100%)について分析の結果、特別研究費や科学研究費等のプロジェクトにおいて、リサーチ・アシスタントを積極的に活用することを盛り込んだ「リサーチ・アシスタントの配置方法について」を提言した。

3. その他の目標に関する実施状況

(1) 社会との連携、国際交流等に関する実施状況

地域連携室基本計画を策定するため、法人化以前に行われた地域社会との連携、協力事業の調査検証として、(1)学長裁量で発足した地域連携事業推進室(平成14年度)において地域ニーズを反映した人材養成講座(複数回)を実施し概ね成功であった。(2)法人化後従来の講座を見直した上で継続・実施し、それらの講座は学内学部授業科目の開設にも繋がった。(3)また法人化以前の大規模な地域連携事業推進連絡協議会を大幅に見直して、個別自治体などとの実現可能な協定を結ぶ方向性を確認するなどの検証を行い(3月)、(4)人材養成の責務、人材登録、活用の検討、公開講座等の提供、地域連携事業の情報発信を掲げた地域連携室基本計画として提言にまとめた(3月)。

現在本学が連携関係にある(株)UFJ総合研究所、松下電器産業(株)先端技術研究所、JICA大阪国際セン

ターの3機関の代表者との協議会を3回開催し、本学での連携事業の内容を点検し、連携授業が理系に偏向しがちであることで本学学生に適しているかといった問題や、授業形態を講義か研究指導のいずれにするかなどの問題点を確認した(3月)。

新規連携先の開拓可能性を調査するタスクフォースを中心に、寄附講座の開設などについて民間機関と協議を行った(3月)。

地域連携事業の充実を目指すための基本計画提言にまとめる際に、従来からの人材養成講座等を実施するとともに(1)大学の社会的責任を十分に考慮したうえで、行政やNGOとの協議を通して、人的、知的リソースを提供するための持続的な人材登録・活用システムを模索すること、(2)私たちの意識の向上に向けて、地域社会の新たなコンセプトの下での公開講座を従来の人材養成講座に加えて、地域横断的な課題について、本学の知的資産を結集すること、教員のみならず、留学生を含む本学学生・大学院生等が、公開講座・大学等開放推進事業を通して積極的に地域社会の発展に貢献できる体制の構築を目指すことなど、その質的転換を図ることを充実方策として取りまとめ、基本計画に記載した(3月)。

過去2年度にわたって開催された医療通訳ボランティア養成講座に関して調査した結果、(1)予防医学的な観点から啓発的な保健医療関連外国語運用能力を身に付けることはわれわれの日常生活において必要であること、(2)一般的な外国語学習に加えて、複数外国語による保健医療関連外国語学習が多文化共生・国際社会に必要であること、(3)学部教育として自治体から要請の高い保健医療関連外国語運用能力検定試験を実施することが必要であること、以上の理由から、高度な専門性を備えた医療通訳と日常の健康管理や地域保健を扱う保健医療ボランティアの明確な棲み分けが必要とされると認識し、今後その方針で事業展開を図ることにした(3月)。

本学近隣の高等学校4校と意見交換をし(3月)、その要望を踏まえて、現在の協定締結に基づき実施する授業公開とともに連携高校との定期的な意見交換を継続実施することや連携高等学校以外の本学近隣高等学校のニーズを調査すること、今後の高大連携の枠組み、ルール作りの検討を行っていくことを盛り込んだ計画を立案した。

公開科目は、平成14年度の授業公開の開始当初10科目でスタートし、平成16年度は21科目(5時限目・6時限目の対象科目すべて)を公開している。なお、高校生向け公開科目の受講生は、18名(平成14年度)、51名(平成15年度)、62名(平成16年度)と授業公開開始から年々増加している(3月)。

情報発信メディアの効果的利用のため9点の改善点等を取りまとめ、その中から、次年度導入検討項目として次の4点を選定した。(1)紙媒体による広報誌等もホームページに掲載し、より広く広報する。(2)学内専用ホームページを設け、学内向け広報を紙媒体から切り替える。(3)各室・部局へ広報に関する提案・提言等を行い、各室・部局が内容を検討するとともに、広報すべき項目を立案する。(4)種々の問合せに対応するため、FAQのページを設けて、よくある問合せに対して事前に準備しておくような制度を検討する(3月)。

2月から3月にかけて開催された3件の国際シンポジウムをホームページのトピックスで広報するとともに、学長表敬で来訪のあった海外の機関の名称と来訪者を掲載し、交流情報を発信した。さらに、今後の大学広報の中心はホームページであるとの考えから、リニューアルを行い、トップページに「国際交流」のカテゴリーを設けて積極的に広報できる体制を整えた(3月)。

人材養成講座を重点項目として選定し(3月)、次年度導入可能項目として、(1)高等学校中国語担当教員講座(公開講座)、(2)コミュニティー交流通訳養成講座、(3)保健医療通訳・保健医療コーディネーター養成講座(人材養成講座)、(4)世界のことばとくらし、ジュニアサイエンス(大学等開放推進事業)、(5)観光・保健医療(緊急災害)・コミュニティー通訳(生活情報)の3部門における複数言語の外国語研修・認証制度に関する調査研究、(6)学内の人材情報を集約し、外部からの要請に応じて通訳者・翻訳者など広く外国人サポーターの人材を活用(派遣)するヒューマンリソースセンター(仮称)設立に関する調査・検討を選定した。(3月)

学習環境・教務事務改善ワーキンググループでこの課題に取り組むことになり、検討に着手した。

過去に実施されたアンケート調査の結果や平成13年度に取りまとめられた「夜間主(社会人教育)検討委員会報告書」等を活用しつつ検討を進め、夜間における照明等の授業環境、施設整備による自習等の環境、バスの増便等通学問題等について改善課題を洗い出した(3月)。

理事及び各室・各課から選出された班員で構成する「大阪外国語大学サテライトの設置・企画・運営に関する作業班」を設置し(5月)、サテライトの開設についての検討を行い、サテライトの設置目的、実施事業・プロ

グラム、開設スケジュール、候補地、必要経費、運営組織及び広報などについての検討結果を報告書にまとめた（9月）。

入学試験室員及び教育推進室員を中心とした「昼間主コースと夜間主コースの統合に関する拡大ワーキンググループ」を設置し（7月）、昼間主コースと夜間主コースの統合に関する検討を行い、「社会人の授業料を据え置いた上で、需要の見込まれる専攻・専攻語に集約し、社会人のための夜間クラスを設置する」ことを骨子とする『検討のたたき台』を作成した。これに基づいて、夜間主コースを開設している専攻、専攻語から意見聴取を行った上で、昼夜統合の具体化についての抜本的対策に関する検討結果を報告書に取りまとめた（1月）。

国際交流に関する活動方針として、多文化交流（3項目）・教育学生交流（7項目）・学術研究交流（4項目）を三本柱とする「国際教育研究交流に関する基本方針」、並びに協定締結に当たっての重点目標・活動実績の定期評価実施を盛り込んだ「学術交流協定締結に関する指針」を策定した（6月）。なお、「国際教育研究交流に関する基本方針」は、国際交流室の戦略構想として本学HPで公表した。

国際交流に関する各専攻講座等の活動状況を把握し、本学の有する潜在的能力を掘り起こすために、9月に記述式の「国際交流実績及び将来計画に関するアンケート調査」を地域文化学科各専攻語、国際文化学科各講座、留学生日本語教育センター及び大学院博士前期課程日本語日本文化特別コースに実施し（調査対象30、回答数30、回答率100%）、回答分析報告書を作成、これに基づいて、国際教育研究推進計画を策定した。推進計画では、専攻語に関連する海外諸地域の大学と24専攻語すべてが平成21年度までに交流関係を樹立できるよう努めるといった全体目標を定めたほか、教育面では、学術交流協定校と連携のもと、海外でのフィールドワーク実習、教員引率の短期語学研修を企画する専攻語・講座への支援や外国語運用能力を高め、異文化理解を深めるための事務系職員の海外研修実施等の6項目を、また、研究に関連して、学術交流協定校の研究者との交流拡大を図ることを目的とした本学国際学術交流助成金制度・外国人研究者招へい助成事業における適用条件の見直しなどの4項目を設定した（12月）。

外国人研究者に関して、外国人研究員規程を整備・制定した（6月）。また、留学生の受け入れ手続きの整備については、5年前の公刊で内容が古くなり現状と合わなくなった、留学生を対象とした「学生案内」（和文・英文）の改訂を行うと共に、10月受入の留学生に対して、到着から授業開始までの流れが容易に把握出来るよう配布文書（和文・英文）を再編集し配布した（9月）。

留学生の受入れに関連した問題事例（受け入れ後の問題を含む）について、保存資料（平成8年度から15年度まで）を調査・分析し、病気帰国の留学生への対処問題を出発点として、留学生対象緊急支援基金の創設を提言した「留学生受入れに関する問題事例の分析報告」を作成した（9月）。

「国際交流実績及び将来計画に関するアンケート調査」回答分析報告書及び「留学生受入れに関する問題事例の分析報告」を参考に、(1)本学への留学情報の積極的な発信、(2)外国語学部における留学生定員の見直し、(3)大学院における留学生数の定員化、(4)海外からの受験料・学費等の納入方法についての整備、(5)チューター制度の適用対象・期間等の見直し、(6)留学生の事故・病気等に対処する緊急援助基金の早期実現、(7)学内寮の留学生枠の拡充、(8)私費留学生用日本語実習科目カリキュラムの整備、の8項目にわたる留学生受入れ・教育体制の改善指針を策定した。（3月）

本学では外国語学部が私費外国人留学生用カリキュラムとして日本語実習科目を提供し、科目内容は、言語学・日本語学・日本文学等の学部一般授業への橋渡しとなるようなものが選定されてきたが、外国語学部留学生定員のほとんどが日本語専攻であった時代とは異なり、現在では他専攻の学生も多く、学生の関心と合わなくなっているため、その対処方法として、「留学生受入れ・教育体制の改善指針」の第8項目に、当該科目について(1)アカデミックジャパニーズを中心にした高度な日本語運用能力の養成、(2)専攻に関わらず、大阪外国語大学外国語学部を卒業した留学生にふさわしい現代日本に関する知識と言語運用能力の養成、を目指したカリキュラムを整備する旨を盛り込んだ（3月）。

「国際交流実績及び将来計画に関するアンケート調査」において「短期留学推進制度（派遣）の教育・研究指導上の活用状況」に関する質問項目を設け、学生交流覚書締結校の窓口となっている14の専攻語等を実施（回答率100%）、学生の勉学意欲向上のための派遣学生選抜試験の実施、派遣先大学における学習計画に基づく指導の要請、学生の帰国後のアフター・フォローなどの活用状況を取りまとめ、

「短期留学推進制度（派遣）の教育・研究指導上の活用状況」報告を作成した（12月）。

上記の報告に基づき検討を行い、(1)留学資料室の早期開設、(2)留学説明会の定期実施、(3)専攻語・専攻講座における派遣留学の教育的位置づけの明確化、(4)留学先における履修科目指定等の教育効果向上策の検討、(5)一括単位認定方式等の導入検討、(6)協定校と共同した教育プログラムの開発推進、の6項目を盛り込んだ「短期留学推進制度(派遣)の活用に関する指針」を作成した(3月)。

国際協力機構(JICA)技術研修生招聘事業に部分的に参加協力する形で、今年度はJICA大阪国際センターで技術研修生対象に実施されている日本語・日本事情ブリーフィング・プログラム(財団法人日本国際協力センター受託運営)に本学教員を講師として派遣を行ったが、JICA大阪支部に関係拡充を提起、部分参加協力の他、事業共催を含めた協力関係のあり方について継続して協議を進めて行くこととした(3月)。

II. 業務運営の改善及び効率化

1. 運営体制の改善に関する実施状況

国立大学法人化に際して、理事、教員及び事務系職員で構成する法人の運営組織として10室を設置し、各室において、中期目標・中期計画に基づいた平成16年度の年度計画の案を作成する(5月)とともに、今後の法人運営に関する「戦略構想」の案をまとめた。

10室は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の審議機関に諮る法人の運営に関する事項について、各部局間の連絡調整を行い、立案するとともに、一定の権限と責任のもとに、各室及び役員会等の決定事項を執行している。また、各室間の連絡調整、役員会等の議案について事前審議等を行う機関として、役員、副学長及び附属図書館長で組織する「拡大役員会」を設置した。さらに、組織運営、危機管理等に関する事項について学長を補佐し、学長がよりリーダーシップを発揮できるよう、法律担当及び組織担当の2名の学長特任補佐を置いた(10月)。

学長及び理事(企画・広報室長)のリーダーシップのもとに、企画・広報室のワーキング・グループが中心となって、各室・各部局等との調整を図り、平成16年度の年度計画の取りまとめを行う(5月)とともに、各室の「戦略構想」を取りまとめ、HPを通じ公表した(7月)。

検証の結果、より機動的で効率的な体制構築の必要性を確認し、大学運営システムの見直しのため所掌事項の整理や委員重複の削減等の論点を取りまとめるとともに、見直し結果の早期導入を図るため、企画・広報室に大学運営システム見直しのためのワーキング・グループを設置し、より機動的で効率的な運営体制の構築に着手した(3月)。

大学院言語社会研究科に「研究科長」を設置するとともに、博士前期課程及び博士後期課程それぞれに、「総務委員会」、「入学試験委員会」及び「学務委員会」を設置して、研究科の運営体制を確立した(4月)。また、博士前期・後期合同課程委員会を開催することによって、審議手続の合理化を図った。

部局(博士前期課程及び博士後期課程)の運営組織と法人の運営組織との円滑な連携を図るため、企画・広報室及び財務室の室員には各総務委員会の委員を、入学試験室の室員には各入学試験委員会の委員を、教育推進室及び学生生活室の室員には各学務委員会の委員をそれぞれ含めることとした。

大学院言語社会研究科博士課程委員会の運営方法についての検証を行い、平成16年度から導入した「博士前期・後期合同課程委員会」の有効性(両課程委員会における重複審議・報告等の解消に伴う、議事決定の合理化・円滑化、会議時間の短縮、等)を確認するとともに、課程委員会の副委員長を選出方法を「研究科長(委員長)の指名」としたことの有効性(研究科長の補佐体制の充実・強化)を確認した(3月)。

ただし、大学院言語社会研究科の人員配置については、同研究科の教育研究プログラムと密接に関連するため、関連の室や委員会等と連携しながら検討を進めていく必要があることから、今のところは具体的な点検作業を進めるまでには至っていないため、検討結果の取りまとめは次年度以降の継続課題とした(3月)。

年度計画の作成や評価の単位となる各室・部局ごとに、予算事項を編成した学内予算配分案を策定し、各室・部局の業績評価に対応可能なものにした(6月)。

平成15年度の研究費総額を確保しつつ、基盤的研究費と競争的研究費である公募採択型のプロジェクト予算の2本立てとし、公募採択型のプロジェクト予算については、平成15年度には一般教官研究費の約8%であったものを、平成16年度には一般教員研究費の約35%に増額した(6月)。

学長裁量経費の予算額は、平成15年度学内予算の学長裁量経費（校費相当分）を上回る予算額を確保し、随時、重点的な予算投入を可能にした（6月）。

これにより、大学院生の研究環境整備、学生用身障者設備の整備、国際交流推進事業等に対し、学長のリーダーシップの下に予算を投入した。

各室・部局から提出された学内予算要求について、中期目標・中期計画との整合性や緊急性、経済性、実現性の観点から、財務室においてヒアリングを行った。さらに、予算配分原案の編成作業を早期に開始し、当初計画の3月より1か月早く学内予算配分案を作成した（2月）。

2. 教育研究組織の見直しに関する実施状況

他大学における最近の改革に関する予備調査などを経て、国際文化学科と地域文化学科の教員及び事務系職員をメンバーとするカリキュラム改革ワーキンググループを設置し（9月）、外国語学部後期課程の学科・専攻のあり方の見直しに着手した。その後、見直しの前提となる外国語学部の昼間主コースと夜間主コースの統合問題については、その方向性が確認されたものの、学科・専攻のあり方について具体的な見直しには至らなかったため、これを次年度以降の継続課題とした（3月）。

新しい専攻語の開設の是非については、財務状況が困難な中でも、国際情勢の変化とわが国の社会的ニーズを念頭に置き、本学独自の新しい専攻語の開設は極めて重要であるとの認識を確認した。ただし、開設の可能性については、学生定員と教員の再配置の問題と連動するため、外国語学部の昼間主コースと夜間主コース統合の方向性等を踏まえて検討すべきものであり、平成16年度に設置された昼間主コースと夜間主コースの統合に関する拡大ワーキンググループの報告に基づき、今後昼間主・夜間主統合に関する具体案の策定の中で学生定員と教員の再配置を検討し、新しい専攻語の開設の可能性について継続して検討する必要があるとの答申を取りまとめた（3月）。

複数の外国語についてのより高度な運用能力の育成を目指すという本学の基本目標を踏まえ、これまで「副専攻語」という名称で行われてきた言語教育科目を、現代社会においてニーズの高い言語の教育を提供する「全学共通外国語」と個々の地域の研究に密接に関連した「副専攻語」に分離し、後者については、授業を提供する対象を限定することで少人数教育を実現することを図り、前者については、「情報教育を含む新しいリテラシー教育」とともに、全学共通教育の一環としてとらえることにより、より効果的な教育資源の再配置をめざし、それにより少人数教育の実現を図るプランが構想された。また、全学共通教育を一括して企画する部門の新設の検討も始められ、今後の教育体制整備の進展に対応する体制を整えた（3月）。

高度専門職業人養成課程構想の一環である「多言語間通訳翻訳学専修コース」設立のためのワーキンググループを設置し（6月）、関係諸機関との調整を進め、本コースでは、特に司法分野、とりわけ刑事及び民事訴訟手続での通訳翻訳について重点的にカリキュラムを提供し、修士論文に代えて課題研究を学位授与の要件とするなどの検討結果を取りまとめた。答申を早期に取りまとめた結果、本コースを平成17年4月から開設することが可能となり、平成16年度中に学生募集を行った。初年度は募集人員8名に対して31名の志願者があり、合格者15名全員が入学するなど、年度計画を上回って実施した（3月）。

高度専門職業人養成課程構想の一環である「現任教員を対象とした英語リカレントプログラム」を設置するためのワーキンググループを設置し、現任教員を受け入れるため、本プログラムには3年ないし4年の長期履修制度を導入するなどの具体案を取りまとめた。具体案を早期に取りまとめた結果、本プログラムを平成17年4月から開設することが可能となり、平成16年度中に学生募集を行った。初年度は5名の募集人員に対し9名の志願者があり、合格者8名全員が入学するなど、年度計画を上回って実施した（3月）。

「入試制度見直しワーキンググループ」を設置し（7月）、推薦入試制度のあり方や飛び入学制度の導入についての検討を開始した。その後、入試制度検討の前提となる外国語学部の昼間主コースと夜間主コースの統合問題については、その方向性が確認されたものの、入試制度のあり方について具体的な検討には至らなかったため、これを次年度以降の継続課題とした（3月）。

本学と大阪大学との間に、双方の大学の理事、副学長、研究科長などで組織する「大阪大学と大阪外国

語大学との連絡協議会」を設置し（５月）、現在大阪大学との間において実施している学部及び大学院レベルでの単位互換や教育交流などに加え、大阪大学との再編・統合も視野に入れた今後の更なる連携協力の可能性等についての検討を進めている。

３．人事の適正化に関する実施状況

教員の流動性向上と教員構成の多様化を推進するため、学長のリーダーシップの下、(1)法人化後は役員会による定数管理に基づき、当面は原則として教員人事を留保しつつ、外国語学部の学生入学定員対教員数の比率や各専攻語ごとの教員数を勘案し、採用・昇任などの人事を行うこと、(2)従来の外国人教師制度に代わり新たに任期制による外国人招へい教員制度を導入すること、(3)従来外国人教師が配置されていなかった専攻語への外国人招へい教員配置の可能性を検討すること、(4)外国人招へい教員以外の教員にも任期制の導入を検討することなど、本学の教育・研究の特性や財務状況に応じた法人化後の教員人事の基本方針を取りまとめた（３月）。

平成１６年度中に全国の国公立大学から本学に届いた約４００件の教員公募要項のうち、文系、理系を問わず参考となるものについて、本学の公募要項との比較も含め内容を調査し、必要に応じ求める人材像や教育以外に担当する職務等についての記載を追加するなど、本学の目的を達成する上でより有為な公募要項の作成指針を取りまとめた（３月）。

外国語大学である本学の専攻語教育の強化充実と財政負担の軽減のため、従来の外国人教師制度（週８コマ担当）に代わり、新たに任期制の「外国人招へい教員制度」（週１２コマ担当）を定め、平成１５年度末に外国人教師が退職した６専攻語で運用を開始し、順次他の専攻語にも拡大することとしている（４月）。

法人化とともに導入した「外国人招へい教員制度」に任期制を適用したが、その他の教員についても、他大学における任期制教員制度を参考にしつつ検討を行った。その結果、法人の運営組織である各室の専門性を必要とする分野について任期制導入を検討することとし、具体的には、入学試験室（大学受験などの専門的知見を有する人材）、就職支援室（民間における人材開発や人事登用に關する専門的知見を有する人材）、国際交流室（諸外国の大学事情に明るく専門的語学運用能力を有する人材）などを対象とすること、採用に際しては広く民間からも経験豊かで社会の実情に通じた人材を求め、必要に応じて「教員」としての任用を検討することなどを今後検討すべき案として取りまとめた（３月）。

外国人教師制度（週８コマ担当）に代わり、任期制による新たな「外国人招へい教員制度」（週１２コマ担当）を定め、平成１５年度末に外国人教師が退職した６専攻語で運用を開始し、今後外国人教師の退職により欠員が生じる専攻語については、財務状況を勘案しながら順次外国人招へい教員の補充を図ることとした。なお、外国人招へい教員の任期は２年とし、学長が必要と認めた場合には２年を限度に、また学長が特に必要と認めた場合にはさらに１年任期を延長できることとした（４月）。

外国人教師が従来から配置されていない２専攻語について、欠員状況の長い順にトルコ語、ハンガリー語の順に優先順位をつけることを確認したが、全学的な財務状況を踏まえて精査した結果、採用人事は当面留保せざるを得ないとの報告を取りまとめた（９月）。語学教育強化を図る上で外国人の教員が果たす役割の重要性に鑑み、その後もさらに財務状況を精査した結果、まず優先順位１位のトルコ語に外国人招へい教員を配置することが可能となり、平成１７年度早期に採用見通しであるなど、年度計画を上回って実施した（３月）。

平成１６年度に採用した６名の外国人招へい教員の所属専攻語に対し、運用状況の点検・調査を目的としてアンケートを実施した。その結果、担当コマ数（４コマ）の増加分を、個別の学生指導や補習授業として充てるなど専攻語教育の強化、効率化に役立っていること、また、教育、研究両面で豊富な経験と高い学識を有する教員を確保するため、待遇面についても中・長期的な観点からの見直しの検討が必要であることを確認し、報告に取りまとめた（３月）。

旧制度による「外国人教師」を継続任用している専攻語に雇用の見通しを照会するなどして、現在の雇用状況と退職時期、退職金額など将来の雇用計画に関する調査を行い、今後の見通しとして、年度進行による経費見込額の一覧表を取りまとめた（１２月）。

専任教員に占める女性教員の比率（平成16年4月1日現在23.4%）の一層の向上を目指すため、学内の女性教員及び関連する専門分野の教員をメンバーに含むワーキンググループを設置し、検討の結果、以下を概要とする第1次提言を取りまとめた（3月）。

- (1)就業規則の周知、諸制度の見直し、女性比率についての検討、採用時の性差別撤廃、別姓使用に関する基準の明確化等の法的基盤の整備。
- (2)ジェンダー意識改革と学内の意識の共有のための講演会の実施、パンフレット作成、図書の充実。
- (3)トイレ、休憩室、保育室など施設面での整備。
- (4)今後の課題としての、女性教員採用比率の向上、女性職員の労働環境改善、その他の差別への取り組み。

本学職員兼業規程について、産学連携や社会貢献を積極的に推進する立場から、不定期に開催される国の審議会や地方自治体等の委員会委員等の職務に従事する時間数については規制緩和することを前提とし、他大学における非常勤講師等の定期的に従事する兼業については週当たりの従事時間数に、また集中講義については一事業年度の従事時間数に、それぞれ制限を盛り込むことを目的とした「国立大学法人大阪外国語大学教員の兼業従事時間数の制限に関する申し合せ」を策定し、平成17年度からの施行を決定した。

他大学の公募要項を調査し、本学の公募要項と対比の上で改善点を検討し、公募要項の詳細化、外国語の公募要項の作成など内容の充実を図った上で、公募要項の公表方法と送付先に関し、電子媒体のより一層の有効利用、専門的学術誌等の積極的活用などの見直し策を取りまとめた（12月）。

検討の結果、計画策定に係る論点（人員配置の諸原則、対学生比率、評価方法等）、検討の進め方等について全体的な議論母体を形成し、長期的な人事計画の策定に着手した（9月）。

なお、上記時点では、平成16年度は教員のみを対象に検討し、事務系職員については次年度以降に検討を開始することとしていたが、職員の個人評価システム設計・導入の検討の過程で、個人評価システムは大学の理念・目標を踏まえた中・長期的な人事計画に基づき設計すべきものであることを確認し、事務系職員についても教員と並行して検討を進めることとした。

本計画に集中的に取り組むためのタスクチームを編成し、検討した結果、これらのシステムは、大学の理念・目標を踏まえた中・長期的な人事計画に基づき、業務改善の検討とともに、任用・給与・評価・人材育成などが相互に関連したトータルな人事制度の枠組みで設計すべきものであること、また、個人評価の目的は、職員のモチベーション向上や能力開発を図ることにより、組織の活力を高め組織目標の達成につなげるものであることなどを確認し、以下を概要とする中間報告を取りまとめた（3月）。

- (1)目的、考え方、検討経緯のまとめ。
- (2)事務系職員の評価及び人事制度についての事例の収集と整理、それに基づいた留意点のまとめ。
- (3)教員の個人評価制度を既に取り入れたいくつかの国立大学法人について、評価制度及びDB管理システムに関する訪問調査を行った結果と分析。
- (4)最終報告に向けての課題（組織内での評価主体の確立、一元的DB管理システム導入、年度計画と評価制度間の有機的関連と統一的視野の必要性）

計画的な人材育成の観点から、研修機会が特定職員に偏ることのないよう人選を行い、人事・労務、財務、教務事務等の各種研修会に事務職員延べ47名を参加させた（事務職員全体の58.0%）。また、放送大学を利用した教養研修を実施し、事務職員延べ35名が受講した（事務職員全体の43.2%）。

さらに、学内勉強会等を行うことにより、習得知識の共有化が図られ、事務職員全体のレベルアップにつながった（3月）。

関西電気保安協会主催の「電気保安講習会」及び箕面市消防本部主催の「甲種防火管理講習会」にそれぞれ職員2名を参加させるとともに、消防設備士乙種6類の資格取得者を確保（1名）するなど、建物及び設備に関する技術的知識の向上を図った。

また、神戸市で開催された第9回震災対策技術展に参加（2名）し、災害時における各種のサインによる避難誘導についての知識の習得を行い、今後本学における統一サインの整備に活用することとした。

なお、大阪大学中之島センターで開催されたセミナー「新しい大学像とキャンパス計画」に参加（2名）

し、今後のキャンパスプランについて情報収集するとともに、同センターの施設見学を行った（２月）。

データベースソフトであるアクセスの基礎と応用について、事務職員に中級レベルの運用能力を習得させるため、機械実習を中心としたパソコン研修を次のとおり実施した（３月）。

(1)実施日：３月１５日～１６日、(2)研修時間：７時間、(3)受講者：１１名（事務職員全体の１３．６％）

検討の結果、大阪大学との将来の統合再編の可能性を視野に入れつつ、今後更に、大阪大学を中心に他の国立大学法人との人事交流を推進し、事務組織の一層の活性化を図り、配置ポストが固定化しないような方策を取るよう努力するなどの方針を取りまとめた（９月）。

他大学教員を講師に迎え、「男女共同参画社会と大学のあり方」と題し、男女共同参画にかかわる日本社会の現状とその必要性及び大学における具体的方法等を内容とした人権講演会を実施し、学生・教職員１５０名が参加した（１２月）。

セクシュアル・ハラスメントを中心にその他の各種人権問題にも対応できるものにすることを目標に検討を進め、学外の人権に関する相談窓口などを盛り込んだ和文（５，０００部）及び英文（５００部）のパンフレットを作成し、学内の構成員に配付した（１２月）。

４．事務等の効率化・合理化に関する実施状況

今後の事務局組織のあり方についての検討の一環として、事務局の管理運営体制を充実整備するための方策（部課制、管理職員の処理業務の整理等）や国立大学法人化に伴って充実・強化を図る必要がある業務（経営戦略、自己点検・評価、人事・労務管理、広報、情報処理、地域連携、産学連携、外部資金獲得、研究支援、財務分析、財務管理、施設マネジメント、監査等）についての検証に着手したが、その結果を取りまとめるには至らなかったため、事務組織及び職員配置の検証結果の取りまとめは、次年度以降の継続課題とした（３月）。

学内連絡・通知文書等の電子化、ペーパーレス化及び事務の効率化、省力化についての検討を行い、直ちに実施可能な方策として、教授会、課程委員会、その他の学内諸会議の開催通知を電子メールで配信することによって、事務のペーパーレス化及び省力化を図ることとした（７月）。

なお、国立大学法人化によって、各事務処理の方法等に変更が生じたことに伴い、その対応等についての検討は行なったが、当該各事務処理業務のマニュアル化、業務全般の効率化やペーパーレス化についての検討を行うまでには至っていないため、これらは次年度以降の継続課題とした（３月）。

法人化前と法人化後の事務組織及び事務合理化についての比較を行い、改編後の各事務組織（課・部門）における業務量の差異、処理業務の集中期（繁忙期）における対応等の問題点については一部確認したが、事務合理化の進捗状況については、業務の効率化、ペーパーレス化、マニュアル化についての検討が十分でなかったことから、事務合理化の進捗状況が点検できず、平成１７年度の実施計画の策定に至らなかったため、例えば、当該諸問題等の解決に向けた事務組織の再編などについて今後更に検討を進めていくなど、次年度以降の継続的課題とした（３月）。

現行においてアウトソーシングしている清掃業務の範囲を拡大するために仕様を見直し、教室・廊下等の蛍光灯取替えを清掃業務に含めることとした。

また、アウトソーシングの実施計画の素案作成（１～３月）と並行して、アウトソーシングが有効であると思われる図書館業務の一部について、人材派遣によるアウトソーシングを先行して導入し、年度計画を上回って実施した（１月）。

平成１７年度中に汎用機のリース期間が終了する現行の教務事務システムに代わり、新たに学生基本データの相互利用を前提とした包括的な「学務情報システム」（教務システム、授業料等債権管理システム、奨学金・授業料免除システム、健康情報管理システム及び課外活動等管理システム）の導入及びその導入スケジュールについての検討を行い、具体の仕様書を作成した（７月）。

今後、学務業務以外の事務電算システムのあり方等についての検討を行った後、平成１９年度を目標としたそれらの事務電算システムの一元的管理・運用システムの構築についての検討を行う予定である。

「学務情報システム」の導入に当たり、当該システムのうち、早急に稼働させる必要がある機能についての検討を行い、履修登録・成績管理等の効率化の観点から、まず、学生のための履修登録機能、成績情

報参照機能、教員のための成績情報報告・参照機能、履修者名簿参照・出力機能、学生情報参照機能、事務処理のための証明書発行・管理機能、成績情報管理機能、履修情報管理機能、学籍情報管理機能、職員情報管理機能、学内スケジュール管理機能及び時間割管理機能を備えた「教務システム」を稼働させることとした（7月）。

学内事務情報システム「WEBグループウェア」の対象を教員にも広げることによって、全学的な情報の共有化及び学内文書のペーパーレス化の推進を図ることについての検討を行い、具体的な課題を確認した。この検討結果をもとにして、平成18年度の導入を目標に、次年度以降さらに継続して検討することとした。

ペーパーレス化及び事務の省力化については、本年度は教授会、課程委員会、その他の学内諸会議の開催通知を電子メールで配信することで対処することを決定した（9月）。

学内事務情報システムの拡大に先立つ事務等のペーパーレス化・省力化の一方策として、学内連絡・通知文書等の電子化についての検討を行い、教授会、課程委員会、その他の学内諸会議の開催通知を電子メールで配信することを決定した（7月）。

事務系職員が利用している学内事務情報システム（学内メール、スケジュール管理、施設予約、伝言メモ、ToDoリスト、掲示板、ファイル管理等の機能を備えた「WEBグループウェア」）を教員にも利用させることによって、全学的な情報の共有化及び学内文書のペーパーレス化の推進を図ることについての検討を行った。その検討において、当該システムを導入するに当たっては、サーバーの容量問題、全教員へのパソコンの配置、教員が使用しているパソコンのOSやソフトウェアの相違等といった問題に対処する必要があることが確認されたため、今後、それらの問題解決に向けて具体的な検討を進めていくこととした（3月）。

事務系職員のパソコン運用能力の向上を目的とした「パソコン研修」の実施について検討を行い、「アクセス（データベースソフト）の入門・基礎・応用」を内容とする機械実習を中心とした研修の実施計画を策定し、当該研修を実施した（3月）。

なお、学内事務情報システムの拡大や情報共有化、パソコン研修などについては、情報システムワーキンググループを設置することなく、企画・広報室の関係部門において検討を行ったが、実施計画の作成には至らなかったため、これを次年度以降の継続課題とした（3月）。

事務系及び技術系職員の採用については、第1次試験は地区単位で統一して実施し、第2次試験は各大学等で実施することとし、平成16年5月に近畿地区国立大学法人等職員統一試験を実施した。事務職員受験者は5,100人、合格率16.3%であり、国立大学法人への就職意欲が高いことが明らかとなった。大学運営において、高度の専門性を通じて教育・研究を支える人材を確保するために、また、各大学の職員採用にかかる事務負担をできる限り軽減するためにも試験の実施については、地区単位で連携を図り実施することが有益であるとの結論を得た（12月）。

調査の結果、(1)平成16年度における人事交流は、大阪大学との関係に限られており、双方向の人事交流を進めること、(2)本学が独自に実施している研修（放送大学受講研修、パソコン研修）の他、国立大学協会主催の研修、人事院主催の研修及び国立大学法人が輪番により実施している研修を活用し、研修の実施に係る事務負担軽減を図るとともに、今後は各種研修会への参加者による報告会の実施により習得知識の共有化を図るなどの改善点を検討した（3月）。

Ⅲ. 財務内容の改善

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する実施状況

科学研究費に関する説明会を開催し（7月）、過半数の教員の参加を得た。本学では、研究テーマや対象地域が重なり合う傾向が強いために、教員全員が研究代表者になることは困難な状況にあるが、本学の財務状況に鑑み、申請件数を前年比20%増となるよう目標値を設定し、何らかの形でプロジェクトに参加するよう教員に対し科学研究費申請を促した。申請状況を調査点検した結果、平成16年度科学研究費申請件数は59件で、前年比25%増となり、当初の目標を上回ることができた。

申請状況に関する調査点検の結果は図表にまとめ、これを学内に公表した（12月）。また、調査点検結

果の分析に基づき、報告書「外部資金獲得に向けて」を作成し、次年度の科学研究費獲得に向けた大型プロジェクトの早期策定を提言した（３月）。

検討の結果、直ちに実施可能な方策として、受託研究事業、各種研究助成金等の公募に関する情報をＥメールによって全教員へ周知する方式を導入するとともに、受託研究取扱規程を整備した。また、検討結果を報告書「外部資金獲得に向けて」に取りまとめ、科学研究費のみならず民間等の研究補助事業にも積極的な申請が必要との認識に基づき、そのための研究環境の整備などについて提言を行った（３月）。さらに、産学官連携、外部研究資金獲得の体制整備の一環として、利益相反ポリシーに関しても検討に着手した。

固定資産管理規程及び施設等貸付細則を整備して、貸付料の算定においては近隣地域内における賃貸取引事例や民間精通者の意見価格を基に、民間の取引事例により近いものとするを可能にした（１２月）。

本学における過去の施設貸出実績を調査し、各種試験会場等の需要があることを把握した上で、学生の就職を支援するための公務員講座を学内で開講した。また、本学の立地条件を生かし、携帯電話の基地局を屋上に設置することによって学生、教職員、地域住民の利便性を向上させた。その結果、貸付件数の増加には至らなかったが、財産貸付料収入は平成１５年度は約３４万円であったものが、平成１６年度は約８５万円となり、年度計画を上回って実施した（３月）。

本学における学術研究活動の成果や、本学が開発した諸言語の教材、さらには所蔵する貴重図書を社会に普及・還元するために、広く出版する可能性について調査及び検討し、出版会社と出版契約を締結することの可能性及び問題点、今後の検討の方向等を示した報告を取りまとめた（３月）。

２．経費の抑制に関する実施状況

購入方法及び仕入先の見直しを行い、レーザープリンターのトナーの一部を純正品から再生品に変えるなどの経費削減策を実施した（９月）。これにより、トナー等の購入経費を６０％（約３２０万円）削減した。

また、一般書店より割安なインターネット書店からも外国図書を購入するため、法人カード取扱要領を策定し、平成１７年度からはクレジットカードによる支払いを可能にするなど、年度計画を上回って実施した（３月）。

「標準開設コマ数表」の厳守、過去３年間履修登録者数５名以下の科目を不開講又は隔年開講とするなどの方針を盛り込んだ指針を作成した（７月）。

この指針に基づき対前年度比１．５４％（１１コマ 平均的人件費ベース約３７８万円）削減の平成１７年度授業計画を立案したが、専任教員の産休等による止むを得ないコマ数増もあり、実際の削減率は最終的に０．６３％（４．５コマ 平均的人件費ベース約１５５万円）減となった（２月）ため、数値目標の達成は次年度以降の継続課題とした。

平成１６年度決算見込において経費抑制の見込額を点検し、平成１７年度予算編成においては既定経費（人件費を除く）の５％削減を基本方針とするとともに、人件費を除く管理運営経費についても１．３５％を削減目標とした予算配分案を策定するなど、年度計画を上回って実施した（２月）。

検討の結果、経費抑制だけではなく学生支援と経営的な観点から、選考基準に学業成績の比重を高め優秀な学生の確保を図る方向で、授業料免除と入学料免除の見直しを行った。その結果、(1)授業料免除実施上限額のうち、一定比率に限り成績基準のみで選考する。(2)残りの比率は一定の学力基準と家計困窮度で選考する。(3)大学院生は家計困窮度で選考する。(4)現行学力基準を引き上げる。(5)入学料免除は、外部資金などの別経費による実施が望ましい。(6)学生へ周知期間を置く必要性から、新規程は平成１８年度からの施行が妥当である、などを骨子とする「授業料免除規程・入学料免除規程見直しに関する報告書」を取りまとめた（３月）。

３．資産の運用管理の改善に関する実施状況

検討の結果、法人の資産である大学施設の効率的な運用のために、「総合研究棟共用スペース利用基準」「施設の点検・評価の指針」「施設保全指針」「老朽化対策指針」「バリアフリー対策指針」「緑化によ

る環境保全指針」などの指針等を作成した。これらの指針等に基づき、博士後期課程大学院生室の総合研究棟への移転後の、特にB棟空室の有効利用のため、「休憩室」「更衣室」のほか、各棟に分散して非効率的な運用となっている「前期大学院生室」及び「共同研究室」を集約し、既存研究室との有機的連携が可能となる平面計画案策定にも着手したが、平成18年度を目標とした運用計画に関わる中間報告の取りまとめには至らず、次年度以降の継続的課題とした（3月）。

IV. 自己点検・評価及び情報提供

1. 評価の充実に関する実施状況

拡大役員会のメンバーである附属図書館長を室長に、また学外非常勤理事を副室長として、教員3名及び事務系職員5名の室員で構成する評価室を設置し、年度当初に公表した戦略構想に基づき、年度計画の達成状況について根拠資料に基づく厳密な自己点検・評価を四半期ごとに実施するなど、学内外の各種評価に対応し、大学運営に反映させるための体制を確立した（6月）。

従来の授業評価アンケート調査の手法を検討し、教員・学生間の相互交流の手段として、より教育的側面を重視したものにすること、每期定期的に実施するべきことなどを確認した。その結果、従来の授業評価アンケートに代わる「授業効果調査」として、実施コストを抑え、教員の授業の意図をよりよく反映するために質問項目などの実施細則を採用し、実施時期についても調査の実効性を考慮して学期末を選び実施した（2月）。

学生による授業評価については、平成14年度に行った授業評価・カリキュラム評価の両アンケートの集計結果を分析し、学生・教員にフィードバックするとともに、報告書として取りまとめた。大学評価・学位授与機構により過去4年間に実施された分野別教育評価（1分野）と全学テーマ別評価（4テーマ）の評価結果については、同機構による11の評価基準を用いつつ、資料として指摘を受けた問題点を関係する室・部局ごとに整理し、改善を要請した。これらを踏まえつつ、評価と改善のための体制整備の必要性を指摘するとともに、上記の問題点を拡大役員会において周知徹底することで、全学的な大学運営に活用した（3月）。

多角的な教員評価システムの導入において先行している他大学の事例を参考とするために、複数の国立大学法人を対象として選び、詳細な調査等を行った。その結果、評価に対する大学全体の認識を深めることの重要性、及びその反映としての財政上の措置の必要性などを骨子とした中間報告書を取りまとめた（3月）。

自己点検・評価報告書のフォーマットを定め各室・部局等に評価作業の概略を示すとともに、年度計画の達成状況について根拠資料に基づく厳密な自己点検・評価を四半期ごとに実施し、評価結果を各室・部局等にフィードバックするとともに役員会へ報告した（3月）。

文部科学省から提供された各種資料に基づき、平成16年度の実績報告書作成指針と作業スケジュールを策定し、関係各室・部局等へ提示するとともに説明会を実施し、実績報告書作成の作業を統括した（3月）。

2. 情報公開等の推進に関する実施状況

部門長を含む教員4名、事務系職員6名で構成された広報部門を設置し、広報に関する企画及び立案、ホームページの管理及び運用、外部へ発信する情報及び印刷物等の管理、情報公開に関すること等を担当する体制を整えた（6月）。

法人化に伴う事務組織の改変にあわせて、ホームページ内の課名、係名の変更、事務分掌の変更等の改善を行うとともに、中期目標・中期計画、役職員の経歴等の新たに公表すべき法人情報ははじめ、教員の研究計画等の情報もホームページを通して公表を行った。さらに、今後の広報の柱はホームページであるとの考えから、現行ホームページの見直しを行い、トップページのカテゴリーに研究推進や国際交流、情報公開等を設ける等のリニューアルを行った（3月）。

法人化当初に「国立大学法人大阪外国語大学の法人組織について」を発行し（2,000部）教職員、学生、非常勤講師及び来客者に配布するとともに、他機関に持参するなどして本学の法人組織について広

報を行った。また、広報誌O U F S第3号の発行に当たっては、メインである学長対談に私学の教員で理事経験者でもある本学監事に対談者とし、法人化をテーマとして実施した。発行部数は10,000部で本学教職員から受験生に至るまでの社会一般の人を対象として広報している(12月)。

「2004年度大阪外国語大学教員の研究計画」として、専門分野、主たる研究テーマ及び研究計画の概要をホームページで公開した。主な研究成果や所属学会、研究内容キーワードといった情報については既に教員総覧で公表していることから、できる限り重ならない情報に限った。公表に当たっては、教員総覧のページからアクセスできるよう設定し、教員総覧の利用者がより広く教員の研究について情報を得ることができるよう配慮した(12月)。

社会に向けて意見を求めるシステムの確立について検討し、外大版パブリックコメントを求めるシステムの構築について、ホームページを利用した常時の意見箱の設置、掲示板方式、テーマ毎に意見を求めるといった提案の具体化の可能性について検討したが、取りまとめには至らなかったため、次年度以降の継続課題とした(3月)。

V. その他の業務運営に関する重要事項

1. 施設設備の整備・活用等に関する実施状況

部門長を含む教員3名及び事務系職員7名より構成された環境・施設整備部門を設置し、環境施設整備、施設の長期計画、施設整備、敷地・建物等の整備拡充、防災対策及び防災管理、交通安全対策、職員の通勤及び学生の通学に関することなどを担当する体制を整えた(6月)。

施設整備を計画的に行うため、言語教育と情報教育の強化充実を目的とした附属図書館の老朽化・狭隘化解消のための「附属図書館改修工事」、地域に建設の進む彩都の都市計画にあわせた「基幹・環境整備(道路等)」、教職員の交流はじめ地域連携を目指した「グローバル・ダイアログ・センター棟建設」及び学生生活の環境改善のための「留学生宿泊施設等改修」などを骨子とする「年次計画表」を作成した(12月)。

検討の結果、大学施設の効率的な運用のために、「総合研究棟共用スペース利用基準」「施設の点検・評価の指針」「施設保全指針」「老朽化対策指針」「バリアフリー対策指針」「緑化による環境保全指針」などの指針等を作成した。

本学OBの故司馬遼太郎氏の命日である「菜の花忌」にちなんで、本部棟玄関及びその周辺の花壇に菜の花を植えるなど、季節に応じて定期的に花壇の植え替えを行ったほか、学内各所の休憩スペースの設置、交通標識の更新、学生・職員による本部棟1階玄関ホールと庭の活用案の公募など、学内の予算化を含め実施し、ゆとりと潤いに満ちた特色ある施設整備に努めた(3月)。

施設整備費補助金(2,100万円/年)の効果的かつ効率的活用により教育環境改善を図るため、教育基盤を年次計画に基づき計画的に整備することとし、研究講義棟(A棟)の廊下・階段・建具の塗装を行い、貼り紙対策を進めるなど、良好な教育環境の維持に努めた。(9月)。

グラウンド北側及び隣接するE棟西側は、これまで歩道と車道の分離がなく、平成13年度に自動車と歩行者の接触事故が2件発生するなどしていたため、歩行者の安全確保のために、歩行者専用道路を整備した(3月)。

守衛棟においては老朽化が進行し、常に漏水の危険性が高まってきていたため、特に電話交換室への漏水事故防止の観点から、屋上の防水工事を実施した(11月)。

全学的な避難通路の整備を行い、学生及び職員の安全を確保するため、平成16年度はA棟及びC棟の避難階段から外へ通じる道路の整備工事を実施した(12月)。

2. 安全管理に関する実施状況

通学バス(阪急バス)の積み残しがあると学生から苦情があり、阪急バス茨木便の乗車状況について調査を行い、朝JR茨木発大阪外大行、夕方大阪外大発JR茨木行(外大専用便)の積み残しの多い便について、通勤通学条件の改善に努めるとともに、通勤通学路における交通安全の確保について調査を行い、栗生間谷東交差点、間谷住宅内交差点3か所と構内3か所が特に交通安全上、支障となりうる箇所と判明

した（３月）。

調査結果を踏まえ、通勤通学路及び構内の交通案内板等の整備を行うとともに、歩行者の安全確保及び地元自治会との申し合わせにより、バイク通学は原則禁止している旨、学内広報誌や掲示を通じ繰り返し周知を行った（３月）。

車椅子を利用するなど障害を持つ学生に対して良好な学習環境を提供するため、平成１６年度は学内予算によりＡ棟２１３教室及びＡ棟４１６教室をスロープ化し、リフトを設置した（７月）。

本学における大規模災害に対する災害防止・災害発生時の対策及び構内の警備などの防災・防犯計画を策定するとともに、学内での協議を踏まえ、防災計画について、箕面市と避難場所の指定、案内板や備蓄倉庫の設置などの協議を行い（１２月）、防災マニュアル案の骨子を検討した。防災マニュアル案は、(1) 防災の目的及び基本方針(2) 防災思想の普及及び防災活動(3) 災害対策(4) 災害復旧と二次災害の予防(5) 地方自治体等関連する機関の緊急連絡先を記載し、運用に万全を期すようにした。

キャンパスにおける様々な活動を安全かつ円滑に展開するための車の動線等の交通計画や、快適な環境のもとで教育研究活動を行うための教育研究活動関係スペース、キャンパス・アメニティ、インフラなどについて、規模・機能などを点検するための施設の点検・評価の指針（案）を作成した（３月）。指針に基づく点検・評価は、今後教育研究の展開を図っていく上で、環境整備についての重要な指標となる（３月）。

次に示す指針を作成し、施設の保全と有効活用とを図ることとした（３月）。

- (1) 施設保全指針は、施設の機能性・快適性の維持、アカデミックな環境の維等・保全を行うことを目的とする。これにより、施設の機能や質的水準を良好に保つことができる。
- (2) 老朽化対策指針は、建物の安全性、エネルギー供給等インフラストラクチャー及び建物内設備の状況の点検・調査を行うことを目的とする。これにより安全の確保、良好なキャンパス環境の形成のために、老朽化の施設の改善を図ることができる。
- (3) バリアフリー対策指針は、障害のある学生、職員、介護保護者等の人々が施設を安全かつ円滑に利用できることを目的とする。これにより、障害のある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるとともに、学生に対し障害者に対する理解を深める学習効果が期待できる。
- (4) 緑化による環境保全指針は、本学の緑地の確保のため緑地の現状調査及び職員・学生によるキャンパススクリーンを行うことを目的とする。これにより、良好な環境及び景観の向上を図ることができる。

普段からの心がけと事前の準備により、被害を最小限に食い止めることを目的にわかりやすく具体的に記載した「防災心得」を作成し、学生及び職員に配布した（９月）。

産業医による巡視では、管理職を含めた職員の時間外労働における健康面の聞き取りを行い、過重労働にならないようアドバイスを行っている。

衛生管理者による巡視では、パソコン従事の時間・机上の照度・換気設備などを項目毎にチェックし、産業医とともに定例会議で報告し、改善を要する部署には、改善を申し入れた。

また、建物内禁煙を実施し、周知するとともに、建物外部に、指定喫煙場所を決め、健康増進法に基づき、受動喫煙の弊害の防止に努めている（９月）。

ワーキンググループを設置し、災害発生時等における全学的な危機管理体制の充実整備を図るため防災マニュアル策定に着手した。学内での協議を踏まえ、箕面市と災害発生時の連絡体制、地域住民受入れの可否などの協議を行い（１２月）、防災マニュアル案の骨子を検討した。防災マニュアル案は、災害対策本部の設置、業務分担などを定めており、大規模災害発生に際して即対応できるよう、また、障害を取り除き教育研究等の業務を円滑に行えるよう、あわせて、被害の拡大を防止するとともに復旧に万全を期すこととした。

本学では、重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）の大規模発生に際し、その感染防止と連絡体制の整備等に万全を期すため、平成１５年に学長及び副学長を中心とした１０名の室員からなる「危機管理対策室」を設置した。

法人化後も同室の方針を継承し、ＳＡＲＳに関して(1) 危険地域への渡航学生の把握と帰国時の遵守事項の徹底(2) 帰国学生の健康状況について保健管理センター医師の確認(3) ＨＰへの情報提供(4) 海外渡航前

の届け出の徹底及び連絡体制の確立がなされているところである。また学生の部活等で万一、集団中毒が発生した場合を予測し、事前に「合宿（旅行）計画書」の提出を義務付けている。

これらの事態に即対応するため、他機関のマニュアルも参考として情報を収集し、マニュアル整備を進めるための作業に取り組んでいる。

災害等の発生時における役員、部局長、事務局各課の職員を中心とした連絡体制を定めた緊急連絡網を新たに整備した（９月）。

関連法規に基づき、以下の検査及び点検を実施した（３月）。

- ・ボイラー・圧力容器（労働安全衛生法）に基づく定期検査については、年１回実施しており、ボイラー等には問題なく良好に維持されていることを確認した。
- ・自家用電気工作物（電気事業法）に基づく定期点検については、年１回実施しており、自家用電気工作物には問題なく良好に維持されていることを確認した。
- ・硫黄酸化物・窒素酸化物濃度測定（大気汚染防止法）に基づく排出ガスの測定については、年１回実施しており、硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度測定結果には問題なく良好に維持されていることを確認した。
- ・水質検査・受水槽清掃（水道法）に基づく水質検査（年２回）及び受水槽等の清掃（年１回）についても定期的に実施しており、問題なく良好に維持されていることを確認した。
- ・空調・衛生・清掃（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）に基づく定期点検については、月１回実施しており、建築物における衛生的環境には問題なく良好に維持されていることを確認した。

毎月第４火曜日をキャンパスクリーンデーと定め、キャンパスの清掃を実施した（実施回数１０回、参加者数延べ約３００名）。平成１６年度の実施状況を検証した結果、今後はもっと多数が参加しやすいよう日時の見直しや周知方法の改善が必要であることを確認した（３月）。

学生（学部・大学院・留学生）定期健康診断を実施した（４月）。

（受診者３,４１７名、受診率６７.８％）

職員定期健康診断を実施した（５月）。

（受診者数：１５２名、受診率：６３.３％、対前年比：１００％）

職員の受診率の増加を図るため、受診の必要性を周知徹底するとともに、次年度は実施日を増やすこととした。

職員成人病健康診断を実施した（７月）。

（受診者数：３７名、受診率：２５.３％、対前年比：９２.５％）

受診率の増加を図るため、受診の必要性を周知徹底するとともに、次年度は実施日を増やすこととした。

人間ドック検診を実施した（６月～８月）。

（受診者数：８１名、受診率：３３.０％、対前年比：１０３.８％）

VDT健康診断を実施した（１１月）。

（受診者数：１５名、対前年比：１２５％）

利用する学生の利便性に配慮し、現在本部棟２階に設置されている保健管理センター施設を１階へ移転することについて、検診の員数及びルートなど総合的見地から具体的に検討し、計画原案を作成した（３月）。

VI. 予算(人件費見積含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位: 百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
収入			
運営費交付金	2,448	2,448	—
施設整備費補助金	23	23	—
自己収入	2,253	2,269	16
授業料, 入学金及び検定料収入	2,196	2,208	12
雑収入	57	62	4
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6	137	131
計	4,730	4,877	147
支出			
業務費	4,701	4,640	△ 61
教育研究経費	4,173	3,958	△ 216
一般管理費	528	683	155
施設整備費	23	23	—
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6	51	45
計	4,730	4,714	△ 15
収入－支出	—	163	163

2. 人件費

(単位: 百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
人件費(承継職員分の退職手当は除く)	3,426	3,375	△ 50

3. 収支計画

(単位:百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
費用の部			
経常費用	4,619	4,719	100
業務費	4,464	4,497	33
教育研究経費	676	675	△ 1
受託研究経費等	—	29	29
役員人件費	61	61	0
教員人件費	2,922	2,887	△ 35
職員人件費	805	845	40
一般管理費	153	217	64
減価償却費	2	5	3
臨時損失	—	160	160
収入の部			
経常収益	4,617	4,788	171
運営費交付金	2,356	2,344	△ 12
授業料収益	1,854	1,974	120
入学金収益	274	276	2
検定料収益	68	69	1
受託研究等収益	—	29	29
寄附金収益	6	21	15
財務収益	—	0	0
雑益	57	70	13
資産見返運営費交付金等戻入	2	5	3
資産見返寄附金戻入	—	0	0
臨時利益	2	173	171
純利益	—	81	81
総利益	—	81	81

4. 資金計画

(単位:百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
資金支出	4,800	4,885	85
業務活動による支出	4,709	4,041	△ 667
投資活動による支出	21	90	69
財務活動による支出	—	—	—
翌年度への繰越金	70	754	685
資金収入	4,800	4,885	85
業務活動による収入	4,707	4,801	94
運営費交付金による収入	2,448	2,448	—
授業料及び入学金検定料による収入	2,196	2,207	12
受託研究等収入	—	29	29
寄附金収入	6	38	33
その他の収入	57	78	20
投資活動による収入	23	15	△ 8
施設費による収入	23	15	△ 8
その他の収入	—	0	0
財務活動による収入	—	—	—
前年度よりの繰越金	70	70	—

VII. 短期借入金の限度額

該当なし。

VIII. 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

IX. 剰余金の使途

該当なし。

X. その他

1. 施設・設備に関する状況

施設・設備の内容	決定額（百万円）	財源（百万円）
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 23	施設整備費補助金 (23) 船舶建造補助金 (-) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (-)

2. 人事に関する状況

教員の流動性向上と教員構成の多様化を推進するため、学長のリーダーシップの下、(1)法人化後は役員会による定数管理に基づき、当面は原則として教員人事を留保しつつ、外国語学部 of 学生入学定員対教員数の比率や各専攻語ごとの教員数を勘案し、採用・昇任などの人事を行うこと、(2)従来の外国人教師制度に代わり新たに任期制による外国人招へい教員制度を導入すること、(3)従来外国人教師が配置されていなかった専攻語への外国人招へい教員配置の可能性を検討すること、(4)外国人招へい教員以外の教員にも任期制の導入を検討することなど、本学の教育・研究の特性や財務状況に応じた法人化後の教員人事の基本方針を取りまとめた（3月）。

平成16年度中に全国の国公立大学から本学に届いた約400件の教員公募要項のうち、文系、理系を問わず参考となるものについて、本学の公募要項との比較も含め内容を調査し、必要に応じ求める人材像や教育以外に担当する職務等についての記載を追加するなど、本学の目的を達成する上でより有為な公募要項の作成指針を取りまとめた（3月）。

外国語大学である本学の専攻語教育の強化充実と財政負担の軽減のため、従来の外国人教師制度（週8コマ担当）に代わり、新たに任期制の「外国人招へい教員制度」（週12コマ担当）を定め、平成15年度末に外国人教師が退職した6専攻語で運用を開始し、順次他の専攻語にも拡大することとしている（4月）。

法人化とともに導入した「外国人招へい教員制度」に任期制を適用したが、その他の教員についても、他大学における任期制教員制度を参考にしつつ検討を行った。その結果、法人の運営組織である各室の専門性を必要とする分野について任期制導入を検討することとし、具体的には、入学試験室（大学受験などの専門的知見を有する人材）、就職支援室（民間における人材開発や人事登用にに関する専門的知見を有する人材）、国際交流室（諸外国の大学事情に明るく専門的語学運用能力を有する人材）などを対象とすること、採用に際しては広く民間からも経験豊かで社会の実情に通じた人材を求め、必要に応じて「教員」としての任用を検討することなどを今後検討すべき案として取りまとめた（3月）。

外国人教師制度（週8コマ担当）に代わり、任期制による新たな「外国人招へい教員制度」（週12コマ担当）を定め、平成15年度末に外国人教師が退職した6専攻語で運用を開始し、今後外国人教師の退職により欠員が生じる専攻語については、財務状況を勘案しながら順次外国人招へい教員の補充を図ることとした。なお、外国人招へい教員の任期は2年とし、学長が必要と認めた場合には2年を限度に、また学長が特に必要と認めた場合にはさらに1年任期を延長できることとした（4月）。

外国人教師が従来から配置されていない2専攻語について、欠員状況の長い順にトルコ語、ハンガリー語の順に優先順位をつけることを確認したが、全学的な財務状況を踏まえて精査した結果、採用人事は当面留保せざるを得ないとの報告を取りまとめた（9月）。語学教育強化を図る上で外国人の教員が果たす役割の重要性に鑑み、その後もさらに財務状況を精査した結果、まず優先順位1位のトルコ語に外国人招

へい教員を配置することが可能となり、平成17年度早期に採用見通しであるなど、年度計画を上回って実施した（3月）。

平成16年度に採用した6名の外国人招へい教員の所属専攻語に対し、運用状況の点検・調査を目的としてアンケートを実施した。その結果、担当コマ数（4コマ）の増加分を、個別の学生指導や補習授業として充てるなど専攻語教育の強化、効率化に役立っていること、また、教育、研究両面で豊富な経験と高い学識を有する教員を確保するため、待遇面についても中・長期的な観点からの見直しの検討が必要であることを確認し、報告に取りまとめた（3月）。

旧制度による「外国人教師」を継続任用している専攻語に雇用の見通しを照会するなどして、現在の雇用状況と退職時期、退職金額など将来の雇用計画に関する調査を行い、今後の見通しとして、年度進行による経費見込額の一覧表を取りまとめた（12月）。

学内の女性教員及び関連する専門分野の教員をメンバーに含むワーキンググループを設置し、検討の結果、以下を概要とする第1次提言を取りまとめた（3月）。

- (1) 就業規則の周知、諸制度の見直し、女性比率についての検討、採用時の性差別撤廃、別姓使用に関する基準の明確化等の法的基盤の整備。
- (2) ジェンダー意識改革と学内の意識の共有のための講演会の実施、パンフレット作成、図書の充実。
- (3) トイレ、休憩室、保育室など施設面での整備。
- (4) 今後の課題としての、女性教員採用比率の向上、女性職員の労働環境改善、その他の差別への取り組み。

本学職員兼業規程について、産学連携や社会貢献を積極的に推進する立場から、不定期に開催される国の審議会や地方自治体等の委員会委員等の職務に従事する時間数については規制緩和することを前提とし、他大学における非常勤講師等の定期的に従事する兼業については過当たりの従事時間数に、また集中講義については一事業年度の従事時間数に、それぞれ制限を盛り込むことを目的とした「国立大学法人大阪外国語大学教員の兼業従事時間数の制限に関する申し合せ」を策定し、平成17年度からの施行を決定した。

他大学の公募要項を調査し、本学の公募要項と対比の上で改善点を検討し、公募要項の詳細化、外国語の公募要項の作成など内容の充実を図った上で、公募要項の公表方法と送付先に関し、電子媒体のより一層の有効利用、専門的学術誌等の積極的活用などの見直し策を取りまとめた（12月）。

検討の結果、計画策定に係る論点（人員配置の諸原則、対学生比率、評価方法等）、検討の進め方等について全体的な議論母体を形成し、長期的な人事計画の策定に着手した（9月）。

なお、上記時点では、平成16年度は教員のみを対象に検討し、事務系職員については次年度以降に検討を開始することとしていたが、職員の個人評価システム設計・導入の検討の過程で、個人評価システムは大学の理念・目標を踏まえた中・長期的な人事計画に基づき設計すべきものであることを確認し、事務系職員についても教員と並行して検討を進めることとした。

なお、「インセンティブ・システム」については平成18年度導入の予定である。

本計画に集中的に取り組むためのタスクチームを編成し、検討した結果、これらのシステムは、大学の理念・目標を踏まえた中・長期的な人事計画に基づき、業務改善の検討とともに、任用・給与・評価・人材育成などが相互に関連したトータルな人事制度の枠組みで設計すべきものであること、また、個人評価の目的は、職員のモチベーション向上や能力開発を図ることにより、組織のパフォーマンスを高め組織目標の達成につなげるものであることなどを確認し、以下を概要とする中間報告を取りまとめた（3月）。

- (1) 目的、考え方、検討経緯のまとめ。
- (2) 事務系職員の評価及び人事制度についての事例の収集と整理、それに基づいた留意点のまとめ。
- (3) 教員の個人評価制度を既に取り入れたいくつかの国立大学法人について、評価制度及びDB管理システムに関する訪問調査を行った結果と分析。
- (4) 最終報告に向けての課題（組織内での評価主体の確立、一元的DB管理システム導入、年度計画と評価制度間の有機的関連と統一的視野の必要性）

計画的な人材育成の観点から、研修機会が特定職員に偏ることのないよう人選を行い、人事・労務、財

務、教務事務等の各種研修会に事務職員延べ47名を参加させた（事務職員全体の58.0％）。また、放送大学を利用した教養研修を実施し、事務職員延べ35名が受講した（事務職員全体の43.2％）。

さらに、学内勉強会等を行うことにより、習得知識の共有化が図られ、事務職員全体のレベルアップにつながった（3月）。

関西電気保安協会主催の「電気保安講習会」及び箕面市消防本部主催の「甲種防火管理講習会」にそれぞれ職員2名を参加させるとともに、消防設備士乙種6類の資格取得者を確保（1名）するなど、建物及び設備に関する技術的知識の向上を図った。

また、神戸市で開催された第9回震災対策技術展に参加（2名）し、災害時における各種のサインによる避難誘導についての知識の習得を行い、今後本学における統一サインの整備に活用することとした。

なお、大阪大学中之島センターで開催されたセミナー「新しい大学像とキャンパス計画」に参加（2名）し、今後のキャンパスプランについて情報収集するとともに、同センターの施設見学を行った（2月）。

検討の結果、大阪大学との将来の統合再編の可能性を視野に入れつつ、今後更に、大阪大学を中心に他の国立大学法人との人事交流を推進し、事務組織の一層の活性化を図り、配置ポストが固定化しないような方策を取るよう努力するなどの方針を取りまとめた（9月）。

国立大学法人化後の大学運営に参画できる事務系職員を養成するため、事務系職員の人事交流の推進、異なる業務への学内異動、研修の実施、インセンティブ・システムの導入、民間企業等への派遣等の方策により、高い知識と広い視野を修得させ、職務遂行能力の向上を図ることなどについて、基本的な方向性を取りまとめた（1月）。

XI. 関連会社及び関連公益法人等

1. 特定関連会社

該当なし。

2. 関連会社

該当なし。

3. 関連公益法人等

該当なし。